

平成25年第2回土別市議会定例会会議録（第2号）

平成25年6月18日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 3時32分散会

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（19名）

副議長	1番	岡崎治夫君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	菅原清一郎君
	13番	井上久嗣君	14番	岡田久俊君
	16番	遠山昭二君	17番	山居忠彰君
	18番	斉藤昇君	議長	19番 神田壽昭君

欠席議員（1名）

15番 田宮正秋君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	大崎良夫君
保健福祉部長	池田文紀君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	小山内弘司君	朝日総合支所長	佐々木勲君

市立病院院長
三好信之君

教育委員会会長
尾崎学君

教育委員会会長
安川登志男君

教育委員会会長
古川靖弘君

農業委員会会長
松川英一君

農業委員会会長
秋山照雄君

監査委員
三原紘隆君

監査委員局長
石川誠君

事務局出席者

議会事務局局長
石川敏君

議会事務局局長
浅利知充君

議会事務局幹事
岡崎忠幸君

議会事務局主任主事
御代田知香君

議会事務局主任主事
檜木孝士君

(午前10時00分開議)

○議長（神田壽昭君） ただいまの出席議員は17名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（神田壽昭君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（石川 敏君） 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。4番 渡辺英次議員、15番 田宮正秋議員から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（神田壽昭君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は9名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次一般質問を行います。

3番 松ヶ平哲幸議員。

○3番（松ヶ平哲幸君）（登壇） おはようございます。

今年は春先からの天候不順で農作業も遅れ、そして6月に入っても異常と思われる低温が続いて、なおかつ今度は裏返したように高温が続いて、農作物の生育に大変心配をしたところでもありますけれども、きのうからのこの雨で一安心をしているところでありますが、この後の天候に期待をしつつ、実り多い秋になるよう期待をするところであります。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回の定例会は、牧野市政の任期の最後の定例会であります。市長は就任当初より、市民との対話が最も重要だとして、市民との意見交換や意見聴取を積極的に行ってきました。これは市民と行政との信頼関係を一層構築されたと考えますし、何よりもまちづくりの主役は市民であり、市民と行政はまちづくりのパートナーであるということを追求し続けてこられた市長初め、関係者の努力に敬意を表したいと思います。

更に、この4年間でまちづくり基本条例や市民参加条例などを初めとした数々のソフト事業の展開や、保育園や児童センター、日向温泉や朝日地域交流施設などハード事業においても住民、地域からの要望として建設をされました。

市長の実績としては、市長が選挙時に公約として掲げたマニフェストがありましたが、市長就任後に調整もあり、最終的には総数にして60項目となりましたが、その全てにおいて実施済みまたは実施中となっており、いわゆる選挙公約の実現という観点からすると、大きな進歩だったと大変評価をするところでもあります。

しかし、選挙に立候補した時点でのマニフェストと、市長に就任してから改めて必要だと感

じた点や、4年間という年月で新たな課題が生じたことは、どのようなものがあつたでしょうか。特に、市長に就任されてからは政権交代が2度あり、その都度政策の変更により、国民はもとより地方の自治体の首長としても振り回された感がありますが、今、土別市政にとって今後の施策として何が必要と考えているのでしょうか。

第1回定例会においても、牧野市政の評価と課題として、マニフェストを中心に数項目にわたって質問させていただきましたが、いよいよ1期目最後の定例会でもありますし、前回の定例会終了後に御本人みずからが2期目に向けての出馬の決意を表明されたことから、この4年間を振り返ったときに、行政のトップとしてみずからのかじ取りを総体的に見てどう総括し、どう評価をされるのかお伺いをいたします。

市長としては、1期目の総括として、行政全般にわたってお答えしたいところではありますが、そうすると莫大な数になると思いますので、私から3点に絞ってお伺いをします。市長の率直な考え方、意見ををお願いをしたいと思います。

最初に、子育て日本一をうたい、医療費の無償化や一部助成、保育園、児童センターの建設、子どもの権利条例の制定など、数々の施策を実施されましたが、市長の考える子育て日本一の観点では、どの程度達成されたのでしょうか。

少子化はさまざまな要因があつての減少ですから、短期間で解消するのは非常に難しいとしても、経済的負担の軽減、子供を産み育てやすい環境の整備が最も重要ですが、今国会では新たな助成制度も考えられているようですが、市長としての4年間で子育てに関することでは今後何が必要だと考えていらっしゃるのでしょうか、をお願いをしたいと思います。

次に、足腰の強い農林業の確立についてであります。これに関しては国の政策に大きく左右されるものであり、1人の首長として打てる施策については限界がある中で、国営の補助整備事業やてん菜の作付面積の確保に対して助成制度の創設など、土別市独自の特色を生かした取り組みをされています。今後は政府が進めているTPP次第では、市の農業、農家はもとより地域の崩壊さえ心配するものがありますが、農業生産者の高齢化やさらなる農地の集約化、農業労働力の軽減化と法人化など、さまざまな課題が多く山積していることも事実としてあります。そこで、土別市の今後の農業を長期的視点で考えたときに、どのような施策が必要と思われるのでしょうか。これもお願いをしたいと思います。

3点目の最後になりますが、あたらしいまちの創造についてであります。

あたらしいまちを創造するためには、何よりも市民と行政がまちづくりの課題を共有するために、まちづくりふれあいトークや、市長への手紙を実施し、市民や地域の課題、要望を聞くと同時に、行政の情報や考え方を1人でも多くの市民に理解していただく取り組みとして、地域担当職員制度を導入しました。更に、何と云ってもまちづくりの主役は市民であることを基本とする、まちづくり基本条例を制定したことは、今後の新しいまちづくりに対して根幹ができたものと感じています。

しかしながら、情報共有と住民参加は行政にとって難しい課題でもあり、また永遠のテーマ

でもあります。先ほども述べさせていただきましたが、市長になられてからの施策で、満足はされていないと思いますが、今後何が不足をしていると思われるでしょうか。何をしなければならぬとお考えでしょうか。各種条例の制定により、市民参加の基盤はできました。フェイスブックなどにより、情報の発信もレベルアップしました。

この4年間で、牧野市長の目指すあたらしいまちの創造に向けた種は、ある程度まき終えたと思います。今後3カ月で市長としての1期目の任期を終えようとしている今の時点で、あたらしいまちづくりとはどのようになすべきものと感じていらっしゃるのでしょうか。最後にこのことをお聞きをして、1番目の質問とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

(降壇)

○議長(神田壽昭君) 牧野市長。

○市長(牧野勇司君) (登壇) おはようございます。

松ヶ平議員の御質問にお答えをいたします。

私が平成21年9月25日に新生土別市の第2代市長に就任し、市政を担わせていただいてから、早くも3年8カ月が経過し、任期も残すところ3カ月余りとなりました。

私は、これまでも市政執行方針や行政報告、更には第1回定例会における松ヶ平議員の一般質問の答弁においても申し上げてきたところではありますが、就任以来、新たな発想のもと、本市の基幹産業である農林業や商工業などの経済を再生し、次世代を担う子供たちの健やかな成長と、地域医療や福祉を初めとした市民の暮らしの充実を図り、町を元気にすることを常に念頭に置く中で、市民との約束事でありますマニフェストの達成を最大の目標として、やさしいまち、たくましいまち、あたらしいまちの創造に全力を尽くしてまいりました。

そして、私の60項目のマニフェストや、総合計画に掲げた施策については、市議会や市民の皆様方の御理解と御協力のもと、着実に一歩ずつ実現させることができたと思っているところであります。

しかしながら、今後更に取り組みが必要な課題も残っています。まず、本市総合計画の中で最大の事業であります(仮称)環境センターの建設、地域の基幹病院としての市立病院の経営、まちなか居住・駅前再整備と、国道沿いの商店街振興策の問題、老人福祉施設の指定管理を含む高齢者の方々の安全・安心な暮らしの実現、更にTPP交渉参加については、農業を基幹産業とする本市にとって危機的状況をもたらす問題であり、これら課題の解決に向けて最善の努力を傾けていかなければなりません。

天塩川の水と肥沃な緑の大地に囲まれた豊かな田園都市土別において、基幹産業である農業を中心に、商業・工業を発展させ、次世代を担う子供たちが健やかに成長することができる。そして、この町を築き上げてこられた大先輩の皆様方が、安全・安心に笑顔で暮らしていける。更に、誰もが心から住んでよかったと思える、そんなまちづくりを推し進めるため、この4年間の実績と経験をもとに、私のまちづくりに対する考えを更に進化させたいという思いから、来る9月の市長選挙に再び立起する決意を固めた次第であります。

そこで、特に御質問のあった子育て日本一については、医療費無料化を初め、保育所や児童センターの整備などにより、子育て環境の基盤づくりができたところであり、加えてこども夢トークや子ども議会の開催、更には子どもの権利条例の制定により、子供たちのまちづくりに対する思いを市政に反映する第一歩となったものと考えています。今後は中学生を対象に子ども議会を行う予定でありますし、子どもの権利条例に基づく行動計画も策定していく考えであります。

また、本市農業の持続的な発展を目指すため、士別市農業・農村活性化計画に基づき、農業の原点であります土づくり・人づくりと農業所得の向上に向けての収量アップを基本に、国営農地再編整備事業などにより、農業経営の効率化を図り、この地域の特性に合った安心・安全な農産物を生産するとともに、若い農業経営者たちの6次産業化に向けた新しい動きも芽生えていることから、こうした取り組みを支援することで住み続けられる活力ある農村づくりを進めていくことが重要と考えています。

更に、平成24年4月1日にまちづくり基本条例を施行し、市民自治と情報共有を基本原則として、市民が主役のまちづくりを進めていますが、今後においては地域政策懇談会や地域担当職員制度、あるいはさまざまな広聴活動によって寄せられる市民の声を、公平・公正な視点をもっていかに市政に取り入れていくのか、そのシステムづくりが市役所としての使命であろうと考えておりますので、その実現に向けて対応策を講じてまいります。

以上申し上げて、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 松ヶ平議員。

○3番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 2番目の質問になりますが、公民館分館の拠点施設について伺いをいたします。

士別市内には公民館が5カ所、公民館分館が12カ所設置されています。公民館は、旧士別市で4カ所、旧朝日町に1カ所ありますが、これは昭和の合併前からの旧町村単位での区域であり、12ある分館に関しては、小学校区域に1館の設置がされています。それぞれの公民館には公民館運営審議会を置き、職員は中央公民館、朝日公民館は館長・主事を置き、以外の公民館及び分館については館長及び主事は非常勤職員で対応し、上士別、多寄、温根別公民館には出張所の所長が副館長の任務についています。

この公民館活動は、地域の方々に最も身近な学習や交流の場として、活力と潤いのある地域社会の実現のため、大きな役割を果たしてきました。今日においてもそれぞれの特徴を生かし、多種多様な取り組みが行われています。運営審議会委員や公民館活動に携わる方々の御努力に改めて感謝をする次第であります。

しかしながら、各地区の公民館活動の中であって、特に12の分館における活動は、地域の人口の減少や地域活動の衰退傾向などのさまざまな社会状況の変化に対応する公民館機能を果たしていくことは、今後更に困難になっていくのではないのでしょうか。

分館が設置された時代とは、児童・生徒の減少に伴い、子供会としての活動が維持できなく

なっていることや、住民の意識やその成熟度が大きく変化している中で、公民館の役割や講座のあり方についての見直しが必要になってくるのではないのでしょうか。今後はもっと地域住民全体が気軽に集える地域コミュニティーのサービスを総合的に供給する施設としても視野に入れながら、変わっていくことも求められているのではないのでしょうか。

更に、分館において拠点施設として活用している施設のうち、旧学校校舎を利用している箇所が現時点で温根別の白山小学校、北温小学校、上士別の兼内小学校、朝日の三栄小学校の4カ所がありますが、この施設の維持管理の実態はどのようになっているのでしょうか。使用料は徴収していないので、水道光熱費は全額市が負担しているのでしょうか、例えば施設の入り口までの除雪に係る人件費や燃料代、屋根の雪下ろし作業などの費用も行政として負担をしているのでしょうか。地域ごとの違いはあるでしょうが、地域の実費の負担をさせていないのか、維持管理費の範囲がどこまでなのかをお教えいただきたいと思います。

地域住民にとっては重要な施設であることには変わりありませんが、人口が減少している中で、どこまでが地域が負担しなければいけないのか。先ほども言わせていただきましたが、地域コミュニティーの拠点施設として、地域になくてはならない施設として位置づけながらも、経費をどこまで行政が負担し続けるのか、負担しても続けなければいけない施設なのか、長期的な視点に立った計画を持つべきではないのでしょうか。これは、教育委員会の範囲を超えることとなりますが、まちづくりの視点からも、私はできる限り存続をしなければならないと考えていますが、教育委員会の意見としてお聞きをしますので、よろしく願いをいたします。

次に、今までの質問と関連してくるのですが、昨年度をもって廃校となった武徳、下士別、中多寄小学校の3校舎の利活用についてであります。このことは、昨年開催した議会報告会でも地域住民からの要望として出されており、議会としても市長に対して、廃校となった校舎を長期間そのままにしないということで要望もいたしております。そこで、この校舎の利活用について地元から出されている要望と、現時点での教育委員会としての考え方をお聞かせをいただきたいと思います。よろしく願いをいたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 古川生涯学習部長。

○教育委員会生涯学習部長（古川靖弘君）（登壇） 私から、公民館分館についての御質問にお答えいたします。

最初に、旧校舎を活用しての実績についてのお尋ねがありました。現在、本市の公民館分館は12カ所設置をし、それぞれの分館において住民が交流を深めながら、文化活動や学習活動を行っているところであります。

そこで、閉校になった小学校の校舎を利用している温根別公民館の北温分館と白山分館、上士別公民館兼内分館、朝日公民館三栄分館の4分館の維持管理の実態について申し上げます。これら4分館は地区公民館分館として市が設置する施設でありますことから、その維持管理費については市が負担しており、電気、水道などの光熱水費のほか、分館周辺の環境整備、除雪及び屋根除雪経費など、4分館とも同様の考えにより予算措置をしているほか、施設修繕費な

ど施設ごとに必要な措置を講じております。

次に、公民館の役割と施設の長期的な視点に立った計画についてであります。公民館分館は、これまで本市において地域の社会教育を推進する上で、大きな役割を担ってまいりました。しかしながら、高齢化の進行や世帯数の減少などにより、分館活動が困難な地区が幾つか出始め、平成19年度において分館の廃止を含めた見直しの方向が出されたところであります。

分館を活用した公民館活動の展開は、本市の社会教育活動の特色でもありましたので、分館活動の再生を目指して平成20年度から各地区公民館による支援に取り組んでまいりましたが、その後も地域住民の減少などにより閉館する分館も多く、平成24年度から分館活動にかわる地域社会教育活動の新たなシステムについて、更には地域における施設のあり方について検討を開始したところであります。

現在設立されている12分館の今後のあり方と地域コミュニティ施設のあり方も含め、長期的展望に立った地域での生涯学習活動と、地域コミュニティ活動の方向性について、検討してまいる考えであります。

次に、昨年度をもって閉校となった3校舎の利活用について、地元から出されている要望と現時点での教育委員会の考え方でございます。閉校した武徳、下士別、中多寄小学校の3小学校は、いずれも公民館分館としては利用されておりませんし、今後も分館としては利用する予定はありません。そこで、利活用につきましては昨年度にそれぞれの地域と、閉校後の施設利用について協議しているところでありまして、旧小学校の体育館及びグラウンドや教室の一部を地域行事や各種講座などで利用したいという要望がございますので、今後更に地域の方々と協議してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 松ヶ平議員。

○3番（松ヶ平哲幸君） 学校の部分で1回目の再質問ということでさせていただきたいんですけど、再質問というか考え方をお聞きしたいんですけど、12分館がありますと。そのうち旧学校の校舎を利用しているところの維持管理費については、全て行政が負担をしています、水道光熱費含めて。12のうち残り8つは分館施設として位置づけ等していないので、一切行政からの費用は見えない。

ここで、この後にもなりますけれども、当初閉校になった校舎を利用してという観点からもあったのでしょうかけれども、今の現時点で廃校となった校舎がどんどん、28年にも温根別中学校が閉校となりますけれども、それをずっと地域の公民館活動として充ててきた結果、壊すお金がかかるからその費用は全部行政で見るから、何とか地域でも見てくれという、そういう意味合いのもかなり強くなっているのではないかと。

本来なら、公民館活動としての拠点施設ということになれば、例えば自治会館がその施設としてなっていれば、そこに対しても何らかの僕は補助があってもいいのではないかと、同額までとは言いませんけど、あってもいいのではないかと思うんですけども、そもそもその分館の施

設に対する維持管理費の補助があるという観点は、どこからなのかなという。あくまでも校舎が廃校となったので、それを維持していくために助成金を出したのか、それとも公民館活動が必要だから、その4つの地域には補助金を出したのか、ここが明確になっていない部分で、ひとつその考え方をお答えをしていただきたいと思います。

もう一つは、昨年廃校となった3校の利活用なんですけれども、下士別、武徳についてもこれは自治会館がありますので、分館としての施設は必要ないんだと。ただ、グラウンド、体育館はそうそうある施設ではありませんから、地域としても使いたい。そうなったときに、一部グラウンド、一部体育館というのが分館の施設として該当になるのかならないのか。学校校舎は要りません、それは自治会館があるから。だけど、グラウンド、体育館は地区としても使うところもあるのでといった要望があったときに、そのグラウンド、体育館というのは今までいう分館の施設として位置づけられるのかどうなのかといった点が2点目です。

もう一つは、下士別、武徳については先ほど言いました自治会館もあるんですと。校舎も相当古くなっていて、耐震の制度もない。中多寄小学校だけは今の耐震でも十分対応し切れる施設ということなので、これは中多寄は間違ったらごめんなさい、分館も閉館したというふうに思っていたのですが、そうすると、分館としても使うことはできないということになれば、僕は教育委員会だけの範囲の施設としていうことではなくて、もっともっと広く行政一般の視点に立った活用の方法というのをぜひ検討していただきたいなというふうに思っています。

ですから、行政全般にわたった施設として何が使えるのか。例えば、市民の意見からすればつくも青少年の家も大分古くなってきているなど。これをつくも青少年の家として活用するならば、大規模な改修が必要なのではないかと。それだったら、今の中多寄の小学校あたり活用できないかとか。また今、東高、上士別にありますけれども、持っていけということではないですよ、校舎として使えないのかということも、さまざまな観点からも私は検討しなければいけないというふうに思っていますので、特に中多寄のあの校舎の利活用については、地元はもちろんなんですけれども、広く市民との意見交換の中でも、ぜひ検討していただきたいなというふうに思いますので、そこら辺の活用の今後のあり方について、今の考え方があればお聞きをしたいと思いますので、お願いをいたします。

○議長（神田壽昭君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） 松ヶ平議員の再質問にお答えいたします。

まず、第1点目の学校が閉校になった際に、それを分館として活用するというふうなことが、各地域の学校でこれまで行われてきた部分につきましては、特に昭和の年代においてはまだ耐震基準云々ということもございませんでしたので、学校が特に北温ですとか白山ですとか、あるいは兼内の部分、壬子も含めてさほど建設から年限を経過をしていなかったという中で、児童・生徒の急激な減少によって統合して閉校ということになったわけなんですけれども、やはり松ヶ平議員のお話にありましてとおり、解体するという状況にはないと。

しからばどんな形での活用方法があるかということで、地域との協議の中で、分館としての

機能も学校が持っていましたので、それらの今申しあげました学校につきましてはまだ閉校に至るまでは分館長、分館主事も校長先生、教頭先生がお務めであったということもありまして、それらを何とか分館という形で維持させるのが、その時点では最良の方法ではないかということで、校舎がさほど老朽化していないときにはそういった形で維持管理費もそんなに多額の部分を要さないし、運営にかかる光熱水費ですとかそういったものについてもほとんど要しないと。更に、修繕費についてもほとんど必要がないということで、そういった形で推移をしてまいりました。

そのうちに、多くの学校がどんどん閉校を迎えるに当たって、その校舎の状況によってそれぞれ対応がばらばらであったということもありますし、特に旧朝日町にあります分館につきましては、士別市との分館の対応についても大きな差がございましたので、その部分は引き続き朝日の方式をそのまま継続するという形で一部まいりましたが、その協議の中で議員おっしゃられるとおり、一部の学校については全般的な経費の負担がなされていて、学校を使用しているにもかかわらず、あるいは地区の会館を使用していて、そこを分館機能を持っているところについては、何ら施設の維持管理については補助をしていないという、そういったふぞろいがいろいろなところで生じてきていたという状況です。

答弁でも申しあげましたとおり、19年度においてそれらの問題について余りにもふぞろいが多過ぎると。特に、更にもう一つパターンがございまして、士別市内にある旧学校がなかったけれども、市街地から遠いということで、南町と北町については学校とは全くかかわりのない形で分館が設置されておりました。

それらについて、自治会活動だけ行っているところは、自治会の費用で、そこに分館があるところについては分館長、分館主事の報酬等、更に分館の維持活動費と、二重に地域活動の費用が支出されることは、ちょっと不均衡ではないかということもございまして、一時は19年度においては全面的に分館を廃止・統合するというような方向も出てきたんですけれども、人口の減少しているところにおいて地域でのコミュニティー活動もままならぬような状況なので、地域の市民の学習活動をしっかりと保障するために、もう一度分館をそこで復活させようということで、全体的に今までのサービスを低下させないような形で、その段階では各地区の公民館が支援するということができたわけですが、その後も答弁もいたしましたとおり検証が続いてきたということもありまして、昨年度において、やはりこれ以上今までの分館の不均衡な形もありますし、地域活動において、これはただ単に教育委員会だけの判断でやれることではございませんけれども、自治会の活動を所管している市民部等ともしっかりと協議を進めて、地区に散在している分館あるいは地域活動の、地域の会館として分館を活用しているところへの対応も含めて、全般的に早急に見直しを図って、新たなシステムを構築したいというふうに考えているということが1点目でございます。

2点目の、各3校の利用について、現状武徳も下士別も分館の施設は別にございますので、学校を使用するとなると、ただ単に臨時的に体育館なり教室なりを利用したいという意向はお

持ちのようでございますが、今既存の学校を分館として活用するという、教育委員会としてはそういう考えには至っておりませんので、更にその2地区については地域との協議をしていきたいと思えます。

更に、中多寄分館につきましては、中多寄小学校が閉校時点で地域の方の協議の結果、分館を25年度において廃止をいたしましたので、中多寄小学校につきましては、議員御指摘のとおり耐震基準にも合致した建物でございますので、教育的な活用も含めてその閉校前から種々協議に入ってきたところでございますが、御指摘もありましたとおり、ただ単に教育的な利用だけでなく、もっと全体的な形で庁内でもさまざまな今ございました宿泊研修施設での利用、あるいは学校施設での利用も含めて、庁内的に総合的に検討を早急に進めてまいりたいというふうに存じておるところでございます。

以上でございます。

○議長（神田壽昭君） 松ヶ平議員。

○3番（松ヶ平哲幸君） 今、教育長の答弁で了承したんですけれども、ただ1つ要望としてなんですけれども、公民館活動、各地域に根差してという部分で、今後も公民館活動というのは僕は欠くことのできない内容だと思っています。公民館の施設とコミュニティーの施設という部分で、正直言って僕は差はないと思うんですけれども、今、市長がこの間進められてきたまちづくりで言えば、どうしてもまちづくりの拠点施設となり得るだろうと。質のより高い公共サービスを提供するということになると、今までの公共サービス、一方的な行政からのサービスの提供だけではもうだめだと。

事実、士別も地域見守り隊だとか、新しい公共に向けた活動もスタートしているところありますから、ぜひ社会教育、生涯学習含めて地域の拠点がそういったまちづくりの拠点、生涯学習の拠点となるような位置づけも踏まえて、今後公民館活動、そして地域コミュニティーの施設というのを検討していただきたいというふうに思います。

2番目の質問については以上で終わらせていただきます。

（登壇）私の最後の質問になります。

市内における雇用の実態についてお伺いをいたします。

最初に、新規学卒者における就職率であります。士別地方3高等学校の就職率ですが、25年3月末時点での内定率は90.2%でしたが、最終的な就職率は98.8%となっており、その前年度の最終率は100%ということでありました。新規学卒者の就労の場の確保については、大変厳しい時期を脱し、好転してきたかと思えますけれども、経営者方の話をお聞きする限り、経営内容については依然として厳しいと訴えていらっしゃいます。

そこで、新規学卒者の就労の場の確保については、士別市雇用対策協議会を設置して、多方面からなる団体、構成員の方々の御努力もあって、高い水準で推移をしているところでありますが、国は高齢者等の雇用の安定時に関する法律の一部を改正し、今年4月1日から施行がされ、65歳までの再雇用が義務化されました。経過措置が設けられておりますので、3年ごとに

1歳ずつ引き上げられていきますが、これは老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げと同時に
なることから、この年金支給年齢に達するまでは雇用しなければなりません。

経営者側は、今年度社内に退職する人がいるいないにかかわらず、その制度をつくることも
義務化されました。しかしながら、市が毎年調査をしている労働状況実態調査報告書からは、
定年制、再雇用制度については全ての事業所が処理されていることにはなっていません。実際
には、来年3月をもって退職される方から該当となるわけですから、そのときに問題とならな
いよう、しっかり労働行政としても周知はもちろん、その対策も講じなければならないのでは
ないでしょうか。具体的に、これらに関する対応としてはどのように考えているのかお伺いを
いたします。

次に、この制度が施行となり、事業所は定年制の延長化、再雇用することになりますが、そ
の結果、新規学卒者の就職についての影響が出ないか懸念されるところでもありますが、経営
者側も余剰となる労働力の確保、維持は厳しいものがあると思いますし、新しい労働力の確保
や地域経済の衰退を避けるためにも、やはり新規学卒者の地元への就労も考えなければならず、
極めて厳しい状況に置かれていることになりますが、行政としてこれらに関してどう対応する
のかもあわせてお答えを求め、私の質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたしま
す。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 林経済部長。

○経済部長（林 浩二君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

改正された高年齢者雇用安定法は、急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年
金受給開始年齢までは、意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、高年齢
者等の雇用の安定等に関する法律の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されておしま
す。

今回の改正は、65歳未満の定年を定めている事業主に対して、65歳までの雇用を確保するた
め、高年齢者の雇用確保措置として、定年の引き上げ、定年の定め廃止、継続雇用制度の導
入のいずれかの措置を導入することが義務づけられているもので、継続雇用制度を導入する場
合、これまでは継続雇用の対象者を限定とする基準を労使協定で定めることができましたが、
今回の改正でこの仕組みが廃止され、本年4月1日からは希望者全員がその対象とされたとこ
ろであります。

松ヶ平議員お話しのとおり、本市の労働状況実態調査では、いまだ一部の事業所では定年制
度や再雇用制度を定めていない状況もあり、本年度の調査から、市内における継続雇用制度の
導入状況についても把握していく必要があると考えております。

これまで制度の周知については、北海道労働局及びハローワークが中心となり、パンフレッ
トやリーフレットを活用し、更にはインターネットによるQアンドAコーナーを設けての周知
を行い、あわせて事業所への説明会も実施されてきたところですが、制度の改正について十分
御理解されていない現状もございますので、市といたしましても関係機関との協力のもと、各

事業所に対して市広報紙やホームページ、更に広報紙「企業と労政」を活用するなど、制度の周知徹底に努めてまいります。

また、本市には労働相談員が配置されておりますので、仮に事業主との間で雇用契約に関する疑義が発生した場合には、迅速に対応できる相談窓口として活用いただけるよう対応に当たってまいります。

次に、この高年齢者雇用安定法が施行されたことにより、希望する就業者は65歳まで継続雇用されることで、高年齢者は年金支給開始年齢まで雇用が見込め、一定の収入が確保される一方で、この法改正に伴い若年層の採用抑制が危惧されており、特に新規学卒者の就職に影響を及ぼすことが懸念されております。

士別市内の事業所への就職率は、平成24年度で就職希望者全体の34.2%、27名となっており、今後も次代を担う若い労働力を市外に流出させないためにも、学校との連携を強化し、情報の共有化を図り、就職希望者に対する企業説明会を継続して開催する考えであります。また、例年市長を初め上川総合振興局、北海道教育局、ハローワーク等関係機関とともに、士別商工会議所に対し新規学卒者の求人要請を行っておりますが、本年からは、高齢者の雇用継続により若年層の雇用の場が閉ざされることがないように、大局的な視点で理解を求めてまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、高年齢者、若年労働者の雇用と生活の安定は、雇用する側である地元企業の安定した経営の確立が重要でありますので、関係機関との連携を更に強化するとともに、士別市中小企業振興条例に基づく各種助成事業や融資制度の活用を初め、雇用奨励促進事業の活用による雇用の場の確保を推進し、地域経済の活性化となる労働力の確保に努めてまいります。

以上申し上げまして、答弁といたします。 （降壇）

○議長（神田壽昭君） 松ヶ平議員。

○3番（松ヶ平哲幸君） 定年制の変更と再雇用制度の創設という部分では、行政としても各事業所をお願いをより一層していただきたいと思うのですが、その前に、労働状況実態調査でも、労働契約というのがいまだに口頭で伝えているのが20.8%、明示してないのは3.5%と、働く側にとってみれば、その事業所の労働契約さえ、中身さえよくわからないといったのが現実にあるので、そこがわからないところで再雇用制度といっても、これはぴんとこないのではないかというふうに思いますので、来年3月から施行となりますけれども、ぜひ労働相談の窓口の徹底や、これら労働契約をきっちりしないと、最終的には定年制だとか再雇用の制度のときは労働争議等に発展する懸念もありますので、ぜひ労働契約、原点からも含めて、ひとつ行政の指導を含めて徹底することをお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（神田壽昭君） 11番 小池浩美議員。

○11番（小池浩美君）（登壇） 初めに、生活保護一部改正案と生活困窮者自立支援法案について

てお聞きいたします。

去る6月4日、衆議院本会議で生活保護法改正案と生活困窮者自立支援法が成立しました。自民・公明・民主・維新の会・みんなの党、生活の党の6党が賛成し、共産党と社民党が反対しました。これに先立つ委員会での審議は、わずか2日のスピードでまともな質疑もなく、反対討論をしたのは日本共産党だけでした。衆議院本会議では賛否討論もないまま賛成多数で可決し、参議院へ送ったのです。憲法25条の生存権にかかわる重大な法案をこのような形で扱うことに、強い憤りを禁じ得ません。

生活保護一部改正案の大きな問題点は、生活保護申請の際、書類提出を義務づけたことにあります。現行制度では、窓口にある申請用紙に必要事項を記入して提出します。また、口頭での申請もできます。行政は申請に応じる義務があり、不当な門前払いは許されません。私は、昨年の決算委員会において生活保護の申請についてお聞きしていますが、次のような明解な御答弁をいただいております。御本人の申請の意思が確認できれば、財産状況はどうであれ、申請書はお渡しいたします。その後、うちのほうで審査することになります。これが現行制度での申請の流れです。預金通帳や保険証、年金証書、給与明細など審査のための調査に必要な書類は、申請書の提出後に求められることがあります。

今回の改正案では、書類の不備を理由に窓口で申請を拒否することが可能となり、水際作戦を合法化するものとなっています。また、行政に扶養義務者を調査する権限を付与したことも大きな問題です。扶養義務者に対する扶養義務の履行強制につながり、いよいよ申請しづらくなります。今回の改正は、憲法25条生存権に基づく生活保護法の理念、無差別平等の原則、必要即応の原則を全く形骸化するものとなっています。

更に、この法案と同時に成立した生活困窮者自立支援法は、生活保護受給者に対し、就労訓練として低賃金でも文句を言わずにとりあえず仕事につきなさいと強要するもので、何でもいから仕事を探して生活保護から追い出そうというのは、水際作戦の一つの手段としか言いようがありません。生活保護の不正受給が、あたかも受給者全体でやっているようなバッシングが広がり、その延長で最後のセーフティーネットである生活保護を受ける権利を国民から奪い、憲法25条生存権を平気で踏みにじり、国の責任を投げ捨てる、このような政治を許すわけにはいきません。

日本では、世界の先進国と比べて収入が生活保護最低基準以下であっても、生活保護を受けない人が多く、生活保護の補足率は約2割、すなわち本来受けられるはずの8割が制度から漏れているということに目を向けるべきです。今年5月、国連の社会規約委員会が、日本政府に対して生活保護の申請手続を簡素化し、申請者が尊厳を持って扱われることなどを求める勧告を出しています。日本の水際作戦が余りにも人権侵害だからです。今回の法案が国連勧告に逆行することは明らかです。生活保護に関するこれら2つの法案は廃案しかないと考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 小池議員の御質問にお答えいたします。

生活保護法の一部改正につきましては、生活保護の必要な人には確実に保護を実施する生活保護制度の基本的な考えを維持しつつ、生活保護基準を見直すとともに、生活保護受給者の就労自立の促進、健康・生活面に着目した支援、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化を行うための改正となっています。

また、生活困窮者自立支援法につきましては、総合的なセーフティネットの構築をすることで、生活保護に至る前の生活困窮者の自立支援策の強化を図り、早期に経済的な困窮から脱却をすることを目的とするとされております。そこで、小池議員から御指摘がございました、申請の際に書類提出を義務づけたことについてであります。

改正法案提出当初は、一部の都市部で見られるいわゆる水際作戦を助長するのではないかとの危惧もありましたが、国会の与野党合意により、特別の事情がある場合は口頭申請を認めること及び関係書類は保護決定までに出せばよいことなどが法律に明記され、過日札幌市で行われました北海道の自治体担当者説明会におきましても、申請書類の提出は現行でも実施しており、これを法律に明記をしたものであり、従来の運用を変えるものではないとの説明があったところであります。

この申請書類提出は現在も実施しておりますが、生活保護決定の判定根拠となるため、相談者の速やかな保護決定のためにも必要なものであります。したがって、あくまでも可能な範囲ではありますが、できる限り早期に申請者本人から提出していただくようお話をしているところであります。今回の法律改正におきましても、関係書類の提出は申請から保護決定までの間に行えばよいというこれまでの取り扱いに変更はないことから、申請手続の大きな変更はないものと考えているところであります。

また、行政に扶養義務者を調査する権限を付与したことにつきましては、これまでも扶養の照会は実施しているところであります。厚生労働省は、この法律改正の対象となるのは、収入が相当程度あり、明らかに扶養することが可能な親族であり、極めて限定的な場合に限るとしており、その旨省令で明記する予定とのことでもありますので、現状行っている扶養義務の調査と大きく変わることはないものと考えております。したがって、法律の一部改正によって生活保護が必要な市民が保護を受けられない事態となることはないものと考えておりますし、現在までの市の窓口対応を変える考えもないところであります。

次に、生活困窮者自立支援法についてであります。日本の生活保護の特徴として、生活保護基準以下の生活実態にある方の制度利用率、いわゆる補足率は、小池議員お話しのとおり20%以下とも言われており、フランスでは90%、最低でも50%という西欧諸国との実態と比べると、極めて低い状況になっております。

こうした補足率の低さは、国民の勤勉性や自助努力の精神をあらわしているものとも言えますが、一方では保護制度が近代民主主義国家の前提となる基本的制度であり、憲法に基づく基本的な当然の権利であるという国民的な合意形成を進めることも必要ではないかと考えている

ところであります。

生活困窮者自立支援法は、こうした自助努力の精神をもって生活保護を受けないで懸命に努力している方々などが、何かのきっかけで収入が少なくなり生活困窮者となったときに、自立支援策を活用し、困窮状態から早期脱却を図ることを可能とするもので、生活保護に至る前に行う早期支援と生活保護受給者の自立に向けた支援策の両面性を持ったものとなっています。

この制度は、利用者の状況に応じて最適な支援策を早期包括的に提供する相談支援事業を基本とし、ほかにも各自治体の実情に合わせた生活訓練や社会訓練を含む就労支援策などがありますことから、今後詳細が示された後にしっかりと体制を整え、生活困窮者一人一人の尊厳と主体性を重んじながら本事業に取り組んでまいりたいと存じます。

現在の日本の状況は、企業倒産による失業や非正規労働者、収入金額が200万円以下の労働者の増加という社会構造の変化の中で、働く意欲があったとしても、誰しものが生活困窮に陥る可能性がございます。社会構造が生み出したこうした問題は、国家や社会が責任を持って救済をする制度を有することこそが、近代民主主義国家のあり方だと考えておりますので、生活保護制度は国民の最後のセーフティーネットであり、憲法によって保障されている生存権を実現させるための制度でありますことから、これを効果的に実施していかなければならないものと考えております。

こうしたことから、市といたしましても全国市長会を通じて、生活保護制度は憲法第25条の理念に基づき、国の責任において実施すべきであることを基本に、安定的な財源の確保や働くことが可能な方々に対する就労自立支援の強化等について、国に要望してきたところであります。

したがいまして、今回の改正で示された生活困窮者の自立支援や子供の貧困の連鎖への対応など、市長会を通じて要望してきた制度の積極的な側面を十分に活用しながら、今後も個々の相談申請等につきましては、市民の目線に立ち、懇切丁寧な相談に努め、また、扶養義務者の調査に当たりましても、保護を受ける方の家庭環境等に配慮した対応を行いながら、生活保護の適正な実施に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君）（登壇） 次に通告していました生活保護扶助基準額引き下げについては、本定例会の初日、補正予算質疑の中で市の対応姿勢が示されましたので、今回は質問を取り下げます。

次に、高齢者福祉施策にかかわって、何点かお聞きいたします。

士別市総合計画では、2015年には団塊の世代が高齢期を迎え、いまだかつて経験したことのない超高齢期を迎えるだろうと予測し、高齢者が自立し、健康で生きがいのある生活ができるよう環境づくり、地域づくりを進めることが課題だとしています。

本市では、65歳以上人口が3割を超えており、既に超高齢期に入っております。高齢者への

生活支援で、病気を予防し、自立した生活を維持していく、高齢者の社会参画を促し、その経験や能力を活用したまちづくりに取り組む等々、これからの市政には今までとは違った高齢者福祉への発想と展望が求められると考えます。

しかしながら、国の社会保障改悪により、介護保険制度も健康保険制度も、また年金制度も改悪に次ぐ改悪が進められています。年金支給開始年齢は年々引き上げられ、67歳、68歳支給の声が出ています。また、支給される年金額も過去の物価変動調整を理由に減額が続き、更に消費税増税、アベノミクスによる政策的円安誘導による生活必需品の物価値上げなど、高齢者を取り巻く環境は、決して安心して暮らせる状況ではありません。本市の高齢者福祉施策について、高齢者の暮らし支援、高齢になっても安心して暮らせるまちづくりを求める立場からお聞きいたします。

初めに、昨年度末に実施された福祉灯油支給事業の実績についてお聞きいたします。

支給対象者は70歳以上の世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯とし、条件として23年度分収入額が生活保護最低基準額の1.2倍以下というものでした。対象世帯数を1,250世帯と見て、予算625万円を計上していました。申請があったのは930世帯で、予測数の74%、そして930世帯のうち福祉灯油が実際に支給されることになったのは513世帯で、申請数の55%です。約半数です。残り45%は申請したけれどだめだったということです。

この事業の決算額は251万円で、予算額の40%に過ぎません。特に高齢世帯は629世帯が申請しましたが、282世帯しか交付されませんでした。申請数に対しておよそ45%の支給率です。遠方より役所まで徒歩やバスなどでやってきて、何時間も待って、でもだめだったとがっかりしたり怒ったり、もう要らないと諦めの声も聞こえました。

対象世帯1,250世帯の設定の根拠を初め、見込み違いの大きさ、なぜこのような結果になったのか、申請世帯に対する交付世帯の低調さ、特に高齢世帯の結果について、今回の福祉灯油事業全体についてどのような総括をなされたのかお聞きいたします。

福祉灯油助成事業実施要綱によりますと、交付額は1世帯5,000円としています。今冬の1月時点で、道北地方では灯油価格は1リットル100円を超えていました。以後、3月末まで100円台の高値で推移してきています。現実的に考えて、5,000円では支援にならなかったのではと思いますが、交付額を5,000円に設定した根拠をお聞きいたします。

この制度でも、生活保護基準が引き下げられることにより、対象者条件への影響が出るようになりますが、市民の不利益にならないような条件設定の改定を求めるとともに、交付額を最低1世帯当たり100リットルの灯油価格分とすることを求めますが、お考えをお聞きいたします。

次に、市民の入浴施設ぷらっとと和が舎についてお聞きいたします。

ぷらっと及び和が舎の入浴料は、大人400円子供200円で、助成対象者には2分の1助成があり、大人200円子供100円となっています。ぷらっとについては、24年度の利用者数が最も多く、1万3,368人、うち助成対象者は大人、子供合わせて2,272人で、利用者全体の約17%です。助

成額は44万6,900円となっています。お聞きしますが、24年度のぷらっとについて、助成対象者数のうち70歳以上高齢者の対象者数は何人でしょうか。また、70歳以上の対象者に支給された年間助成額はどれほどでしょうか。

この制度でも、助成対象者の条件が生活保護最低基準額の1.2倍以下の世帯となっています。8月から生活保護基準額の引き下げが実施されるなら、この対象から外れる高齢者が出るようになります。自宅にふろがあっても、灯油価格高騰の昨今、少ない年金暮らしの高齢者は入浴を我慢しています。特に厳冬期はふろを沸かすための灯油消費量がかさみますし、寒いふろ場で倒れる心配もあります。また、ふろの掃除も高齢の身には厳しくなっています。

高齢者等入浴料助成要綱では、ぷらっとも和が舎も高齢者の健康増進と豊かな生活環境の充実を図り、また市民の交流の場としての入浴施設であり、そのための高齢者への入浴料助成であるとしています。それならば、条件をつけずに70歳以上の高齢者は等しく入浴料助成を受けることができるようにするべきと考えます。

お聞きしますが、現在、市街の70歳以上の人口及び朝日町の70歳以上の人口はどれほどでしょうか。この人口をもとにして、どれほどの人がこれら入浴施設を利用すると推測するでしょうか。今までの利用実態を分析すれば、対象範囲を収入条件なしに70歳以上に拡大すると、どれほどの財政支出となるか予測できるのではないかと考えます。70歳以上全員が入浴施設を利用するとは考えられませんので、大きな財政負担にはならないと考えます。収入額を条件にせず、70歳以上の高齢者みんなを対象に入浴料金の半額助成を行うことを求めますが、お考えをお聞きいたします。

次に、敬老バスについての質問ですが、ここ5年の乗車証発行数の変化についてお聞きいたします。増えてきているのか減ってきているのか、その変化についてどのように分析されているかお聞きいたします。

敬老バス乗車証を使つてのバス乗車状況については、傾向として年々乗車数が減ってきているのではないかと思います。乗車状況をどのように分析されているのかお聞きいたします。満74歳になった市民に対して敬老バス利用お知らせをどのような方法で行っているのでしょうか。直接はがきが文書を当人に送付しているのでしょうか。わかりやすい方法で周知徹底をするべきと考えますので、お答えください。

敬老バス事業は、市民に喜ばれている福祉施策であり、これからも一層その充実が期待されます。高齢者や障害者、幼児などが乗降しやすいようにとつくられたワンステップバスやノンステップバスがありますが、現在市内循環バスではどれほど使用されているのでしょうか。また、車椅子が乗降できるバスはあるのでしょうか、お聞きいたします。こういうバスの充実は、これからは求められることと思いますが、将来に向けて計画的に整備する考えがあるのかどうか、お聞きいたします。

冬のバス利用者数は、夏のおよそ2倍になっています。市内バス停留所についてお聞きしますが、これら市内循環バス停留所には屋根のないところがたくさんあり、今冬は特に買い物の

荷物を下げて、降りしきる雪に埋もれるようにして、じっと立ってバスを待つ市民の姿がたくさん見られました。風雨をしのぐ屋根つき停留所を計画的にかつスピーディーに設置していくことを求めますが、お考えをお聞きいたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 池田保健福祉部長。

○保健福祉部長（池田文紀君）（登壇） ただいまの御質問にお答えをいたします。

初めに、福祉灯油について御答弁を申し上げます。

まず、対象世帯を1,250世帯と算定した経緯についてでございますが、高齢者世帯については、平成25年1月現在の70歳以上の高齢者のみで構成される世帯2,681世帯から、遺族厚生年金受給見込み世帯758世帯を除き、更に介護保険料算定の基礎資料から最低生活基準の1.2倍以下の世帯割合を48%と見込み、920世帯としたところであります。

次に、障害者世帯については612世帯に対し、平成20年度の交付実績を勘案し、約10%が対象世帯となると見込み、65世帯と算定しました。また、ひとり親世帯については、261世帯に対し同様の交付実績を勘案し、約30%の80世帯と見込み、生活保護世帯については205世帯中入院・施設入所を除き、185世帯としたところであります。

そこで、申請世帯に対する交付実績の低さ、特に高齢者世帯への交付実績についての総括についてでございますが、今回の助成に係る収入要件として、最低生活基準の1.2倍以下の世帯と設定しましたが、平成20年度に実施した助成要件が住民税非課税としていたため、今回についても前回同様に助成対象になるものと考え、多くの方が申請に来られましたが、収入基準額が前回より下がっていたため、申請却下となった件数が多くなったところであります。

また、今回助成の収入要件を最低生活基準の1.2倍とし、非課税収入である障害年金、寡婦年金、遺族年金、労災年金等を算入することとしましたが、これらの収入金額については市が知り得る情報ではなかったために、結果として高齢者の対象世帯を正確に推計できなかったものと考えております。こうしたことから、世帯収入基準の設定のあり方について、再度検討しなければならぬ大きな課題であると考えているところであります。

次に、助成額5,000円の設定根拠についてお答えします。福祉灯油事業については、灯油需要期である10月から3月までの価格を基準に、対前年比1リットル当たり10円以上の上昇により、100円を超えた場合であって、これに伴い冬期間暖房に要する灯油の利用見込み基準数量880リットルを購入する費用の増加額が1万円を超えた場合に実施するものとして、この1万円を基準にその2分の1の額を助成することとして要綱を定めているところであります。今回については、対前年比で1リットル当たり12円50銭の上昇があり、冬期間暖房購入費増加見込み額が1万円を超える状況でありましたことから、福祉灯油を実施することとしたところであります。

次に、生活保護基準引き下げによる対象者条件への影響についてお答えをいたします。

今回の対象者世帯については、収入基準を設け、生活保護に基づく生活費認定額の1.2倍以下と規定しており、御指摘のとおり、生活保護基準が引き下げになりますとその影響が考えられますことから、今後の灯油価格高騰により本事業を実施する場合にあっては、対象世帯につ

いて影響が生じないよう、市が独自に実施する他の制度との整合性を図りながら、その対応について検討してまいりたいと存じます。

また、今回課題となった世帯収入要件の設定についても、世帯構成によって収入基準が違うなど、利用者にとってわかりにくい基準でありましたことから、1人世帯の場合は何万円以下、2人世帯の場合は何万円以下といったように、誰もがわかりやすい一律の収入基準を示すとともに、公平性にも配慮した内容で検討してまいりたいと考えているところでございます。また、支給額について具体的な御提言がございましたけれども、当面は現行の要綱基準に沿った助成額で対応してまいりたいと考えておりますことから、御理解を賜りたいと存じます。

次に、入浴施設ぷらっとと和が舎の入浴料の助成策についてでございます。

この高齢者等入浴料助成事業は、平成23年度より地域の公衆浴場を兼ねた朝日地域交流センター和が舎と、中心市街地域交流施設ぷらっとにおいて、高齢者等の健康で心豊かな生活環境の充実、交流活動の推進と福祉の向上のため、高齢者等に対する入浴料の2分の1を助成する事業であり、この助成対象者は生活保護法による最低生活費の1.2倍以下の収入の70歳以上の方、母子家庭等のひとり親世帯の方、身体障害者・療育・精神障害者保健福祉等の手帳保持者及び生活保護受給者としているところであります。

そこで、平成24年度における70歳以上の高齢者の対象者数及び助成額についてであります。入浴時に提示する助成認定証は、本人を特定できる顔写真は添付しておりますが、受付時での個人情報への配慮からどの要件による対象者かを明記していないため、各施設では大人・子供の区別により受付している状況にあります。このため、70歳以上の利用人数を把握することができませんが、認定証の交付率から推計いたしますと、まず、ぷらっとでは認定証の交付人数が大人で84人、そのうち高齢者が24人で29%を占めていることから、大人の利用者数2,197人にこの率を乗じると628人となり、助成額200円を掛けますと12万5,600円となります。

一方、和が舎につきましては、認定証の交付人数が大人で44人、そのうち高齢者が4人で10%を占めていることから、大人の利用者数767人にこの率を乗じると77人となり、助成額200円を掛けますと1万5,400円となり、両施設を合わせて14万1,000円になるものと推計しているところであります。

次に、70歳以上の全ての方を助成対象とすべきとのことについてであります。

70歳以上の人口は今年3月末では士別地区が5,006人、朝日地区が598人で、市全体では5,604人となっています。ただ、70歳以上の全ての高齢者が助成制度を利用するわけではありませんので、入浴助成制度を利用する方の利用率を推計する必要があります。このため、平成24年度に実施をいたしました福祉灯油の高齢者に係る対象要件が年齢、収入要件とも同様でありますので、この福祉灯油の交付実績数から推計いたしますと、助成対象人数が360人となり、入浴助成の認定者数が28人であることから、利用率は8%程度になるものと考えられます。

このことから、70歳以上の高齢者5,604人のうち、仮に1割の560の方が入浴利用を希望するとした場合、現在1人当たりの年間利用平均回数24回を見込みますと、年間利用者総数1万

3,000人となり、助成額については約260万円と推計されるところであります。

議員お話しのように、自宅にふろがあっても、灯油価格の高騰、健康増進や交流活動などの目的でぷらっとや和が舎を利用したいと考えている高齢者もいらっしゃると思いますが、70歳以上の全ての方を助成対象とすることにつきましては、両施設の3年間の実績を十分に分析、検証した上で今後協議検討してまいりたいと存じます。

次に、敬老バスについてであります。

敬老バス乗車証交付事業は、高齢者の生きがいと健康づくりを目的に平成3年から実施していますが、既に二十数年が経過しており、高齢者の足として定着した事業となっているところです。社会情勢の変化から人口の減少が進む一方で、高齢人口が増加し、乗車証発行登録者数は現在も増え続けているものの、利用回数については市全体としては平成22年度をピークに、平成23年度から徐々に減少傾向にあります。

地区別で申し上げますと、人口増となっている中央地区は年度ごとに増減はありますが、おおむね横ばい傾向にあり、朝日地区では増加傾向、各出張所地区の農村地域においては高齢者人口は横ばいであるものの、平成21年度以降は毎年減少をしております。

21年度以降減少傾向となっている出張所地区などでは、市立病院の外来診療体制が見直され、住民に地域の診療所での受診を推奨したことなどから、市立病院への通院によるバス利用が減少したことや、買い物など住民の生活形態が変化し、バスによる利便性が高まっていないことも要因となっているのではないかと推察しているところであります。

なお、敬老バスについては高齢者実態調査、地域政策懇談会、地域公共交通活性化協議会によるアンケート、更には老人クラブに出向いての聞き取り調査により、さまざまな御意見をちょうだいいたしました。その内容の一部には、自宅からバス停が遠く、歩行が大変。運行本数が少なく、待ち時間が長く利用しづらい。乗降口が高く利用しづらいため、低床バスにしてほしい。土日祝日の運行希望などの改善要望が出される一方で、料金の一部負担や利用回数の制限を設けてはなどの意見も出されているところであり、今後更に利用者の意見、要望について詳しくお聞きする必要があると考えております。

敬老バスのあり方については、特に高齢者ニーズの高い外出支援や、通院、買い物などの生活支援など利用実態を分析し、高齢者のみならず交通弱者と言われている障害者の方々や子供たちの要望も伺う中で、利便性の高い交通施策について地域公共交通活性化協議会との連携を図りながら、持続可能な仕組みづくりを検討していきたいと考えております。

次に、敬老バスの周知についてであります。従来から土別市のホームページや広報しべつにおいてお知らせをしていますが、次年度から新たに対象となる方々に個別に御案内し、敬老バスの利用を高めていただくよう現在計画しているところであり、制度を有効活用していただけるよう努めてまいります。

次に、低床バスの導入計画についてであります。ユニバーサルデザインに基づく生活環境の整備が求められている中で、低床型バスの導入など、高齢者や障害者のみならず全ての利用者

に配慮した車両への更新が求められています。士別軌道においては、国の2分の1の補助を受けて、平成22年3月にノンステップのハイブリッドバスを導入したところであり、乗降時の段差も少なく、車椅子での乗降にも対応しています。現在は最も運行本数の多い外回り循環線で使用しており、平成24年度では1日に22便、年間約9万4,000人の方に利用いただいております。

士別軌道が所有するバスの中では、このハイブリッドバス1台のみが低床、車椅子対応の車両となっており、利用者からは更なる導入を望む声も寄せられています。しかしながら、バス車両の新車価格は1台3,000万円を超え、中古車両も高額であるとともに台数も極めて少ないことから、バス事業者としても導入は困難な状況にあるとお聞きしていますが、今後新たにバスを導入する際には、低床バスを視野に入れる必要があるものと存じます。

次に、屋根付きのバス待合所についてであります。本市においては、国の経済対策交付金を活用し、士別市地域公共交通総合連携計画に基づき、利用頻度やアンケート結果等から、優先度の高いバス停において順次整備を進めてきたところであり、平成21年度に7カ所、平成22年度に3カ所の計10カ所を整備いたしました。

バス停に屋根付きの待合所を設置するに当たっては、道路沿いの歩道部付近に構造物を設置することになるため、道路管理者の許可が必要であることや、交通安全や除雪等に支障のない場所でなければならないこと、また自治会や地権者等との協議が調わなければならないことなど、限られた場所にしか設置できないという現状にあり、その中で可能な限り整備を進めてきたところです。

屋根付きバス待合所の更なる設置を望む利用者があることは承知をしておりますが、ただいま申し上げました課題のほか、財源等の問題もあります。しかしながら、快適で使いやすい公共交通体系を整備することは大切なことですので、引き続き士別市地域公共交通活性化協議会を中心に、利用者やバス事業者など関係者の意見もお聞きしながら、検討を継続してまいりたいと考えております。

以上申し上げて、御答弁とさせていただきます。 (降壇)

○議長(神田壽昭君) 小池議員。

○11番(小池浩美君) こういった福祉施策については問題もたくさんありますし、乗り越えなければならない課題とか、あるいはお金の問題、財源の問題、たくさんあります。ありますが、例えばぶらっと、和が舎などの入浴施設の70歳以上の問題では、いろいろ試算もされていますが、試行的にやってみようかというような、そういう一種の勇気も必要ではないかなと思います。

今、子育て日本で牧野市政は邁進しておられますけれども、ぜひとも私は、今度は高齢者福祉日本一の市政を目指して、奮闘していただければなというふうにも思っております。

次の質問に移ります。

(登壇) 次に、教育にかかわって、今国会に提出されているいじめ対策推進法案及び特別支

援教育支援員についてお聞きいたします。

今日、いじめあるいはいじめによる自殺は深刻な社会問題となっています。昨年11月、日本共産党はいじめのない学校と社会をの提案を発表し、目の前のいじめから子供のかげがえのない命と心、体を守り抜く、そしてその根本的対策としていじめの深刻化を教育や社会のあり方の問題として捉え、その改革に着手する取り組みを提案しています。

いじめは暴力であり、暴力は絶対に許せないという正義を私たち大人は真剣に語らなければなりません。今国会に自民・公明の与党と民主・生活・社民の野党が別々のいじめ対策法案を提出していましたが、11日の協議で一本化し、折衷案が提出されることになりました。社会的関心の高い問題ゆえに、与野党の対立を避け、法制定を優先させたということです。

本来、いじめ問題は教育活動の中で解決するべきと考えます。法律でいじめをしてはいけないと縛ったり、罰によって抑えつけたり、いじめを見たら通報や相談をするように子供に義務づけたりは、解決への最善の方法でしょうか。今回のいじめ対策推進法案は、このような根本的な問題が含まれています。学校教育や家庭の子育てに介入したり、道徳教育の強化につながったり、加害者への厳罰という教育の営みに逆行するような問題点が多々あります。

一方では、いじめ対策推進法案は、いじめを社会問題として捉え、国、自治体、教育委員会、学校、そして家庭の役割や義務を示していて、いじめ防止に役立つと評価する声もあります。今回提出される与野党共同のいじめ対策推進法案についてどのようにお考えでしょうか。いじめ防止策として法制化することがいじめ解決につながるのかどうか、そのことも含めてお考えをお聞きいたします。本市における子供の権利条例、この条例が生活の中にしっかり根づくことができれば、子供の安心して生きる権利、自分を守り、守られる権利が常識となって人々の心におさまると考えます。人権意識がしっかり身についた人は、他者に対していじめなどの暴力や差別などを決してしないと考えます。

あらゆる機会を捉えて条例の学習を繰り返すべきと考えますが、学校教育、社会教育、生涯学習の中でどのように取り組もうとしているのでしょうか、また、取り組まれているのでしょうか、お聞きいたします。早寝早起き朝ごはん運動と同じくらいの情熱をもって取り組んでいただきたいと思います。

最後に、特別支援教育支援員についてお聞きいたします。

現在の本市における特別支援教育支援員の实情について、何点かお聞きします。

特別支援教育支援員として働く人の人数についてですが、幼稚園、小学校、中学校総数に対して配置されている学校は幾つで、人数は何人でしょうか。また、支援員の身分はどうなっているのでしょうか。その業務、仕事内容については、本市の場合発達障害の児童生徒等に対する学習支援のみなののでしょうか。具体的にどのような支援を行っているのかお聞きいたします。

採用については、自治体によっては特に教員免許を条件としていないところもありますが、本市の場合はどのようになっているのでしょうか。また、資質向上のための研修は行っているのでしょうか。勤務体制については、1日何時間、週何日となっているのでしょうか。そして、

報酬は時給あるいは月給で幾ら支給しているのでしょうか。

本市には、特別支援教育連携協議会設置規則なるものがありますが、この連携協議会は、支援員採用や配置に関する権限があるのでしょうか。この協議会の仕事は何なのかお聞きします。そして、支援員の採用や支援員配置について、どのように行っているのかお聞きいたします。

私は、特別支援教育支援員配置事業要綱などを設置して、支援員の業務範囲や研修の義務づけ、支援員の身分保証などを明文化し、整備する必要があると考えますが、どのようにお考えでしょうか。行政は支援員あるいは補助員として働く人が生きがいを持って働けるような環境、支援を必要とする児童生徒が喜びをもって学べるような環境の整備や条件整備に力を入れるべきと考えます。発達障害の児童生徒への支援だけでなく、教員免許の有無を問わない特別支援教育補助員を必要とする幼稚園や学校があるならば、配置するべきと考えますが、お考えをお聞きいたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、いじめ対策推進法案についての考えでございますが、議員のお話にありましたように、現在国会に自民・公明両党の法案と、民主党・生活の党・社民党の法案がそれぞれ提出されておりますが、先日与野党の協議があり、一本化で合意し、折衷案が今国会に共同提案される見通しとなっております。折衷案の詳細はまだ明らかになっておりませんが、いじめ防止の組織設置を学校に義務づけること、また加害者に対する懲戒や出席停止の措置、更にひどいいじめには学校などが組織を設けて調査することなどが盛り込まれると報道されております。

そこで、いじめ対策推進法案がいじめの解決につながるのかとのことでございますが、法案の成立がいじめの解決に直にはつながらないものと考えております。子供たちにとって、運動会や学芸会などの自主活動を通して団結ができるなど、一つのことを一緒に取り組むことによる達成感や信頼関係は、いじめをなくす上で大きな力を発揮します。子供の自主的活動の比重を高めるなど、いじめをとめる人間関係をつくることを学校教育の柱と位置づけるべきと考えます。

次に、子どもの権利条例の学習の取り組みでございますが、本市においては本年4月から条例が施行され、子供が安心して生きる権利、豊かに育つ権利、自分を守り・守られる権利、そして意見表明や参加する権利など、子供たちの権利と大人の役割や責務を明記した条例となっており、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの責務を果たすことが、子供たちのいじめの減少にも寄与するものと考えます。

そこで、権利条例の学習については、こども・子育て応援室と連携を図りながら、まずは来月下旬に市民、小中学校の教員、保育士、保健師、民生委員などを対象に学習会を実施するところでありまして、権利条例の具現化に向けて行動計画の策定を中心に方策を検討してまいります。

子供は発展途上でしっかりと保護されなければならないことは当然ですが、同時に一個の人

格として尊重されなければいけません。いじめを起こさないためには、学校、地域及び家庭が共通認識を持ち、子供の見守りや指導につなげていくことが重要であり、日常的な取り組みとして学校内外を問わず、いじめを生まないよりよい集団づくりを目指していくこと、悪いことは悪いとする正義の風が吹く学校づくり、地域づくりが重要であると考えております。

次に、特別支援教育支援員についての御質問がございました。

まず、本市における支援員の人数であります。小学校8校のうち4校に8人、中学校6校のうち2校に4人の支援員を配置しており、その身分につきましては第二種非常勤職員となっております。また、その業務内容につきましては、通常学級及び特別支援学級に在籍する児童生徒への学習活動のサポートと、学校における日常生活の介助を行っているところでございます。

支援員の採用に当たりましては、その業務内容から教員免許等を有することを条件とし、公募によらず、学校関係者などから推薦をいただいて採用しております。また、採用後の研修については、現在までは実施いたしておりません。勤務時間につきましては、1週当たり19時間ですが、具体的な勤務時間につきましてはそれぞれの学校長が定めており、賃金は1時間当たり1,000円を支給いたしております。

次に、特別支援教育連携協議会の業務でございますが、適切な特別支援教育を推進するため、特別支援教育に携わっている小中高校の教員、市保健福祉部の保健師、保育士及び幼稚園の代表者合計35人で組織されており、具体的には小学校に就学する際の指導や、児童生徒に対する支援方策の検討及び相談業務を行っており、連携協議会は支援員の採用や配置にはかかわっていないところであります。そこで、支援員の採用と配置につきましては、教育委員会が各学校から配置の要望を取りまとめ、それぞれ学校の状況や支援が必要な児童生徒の数を勘案し、支援員を採用し、配置いたしております。

次に、特別支援教育支援員配置に関する要綱についてでございますが、現在は要綱がございませんが、各種の要綱を参考にしながら制定に向けて検討してまいります。

発達障害を初めとする個別の支援が必要な児童生徒の数は増加傾向にあり、今後も支援員が果たす役割がますます重要になってまいりますことから、支援員の立場を保証するとともに研修等の機会を設け、資質の向上を図ってまいりたいと考えております。また、任用条件としております教員免許等の有無につきましては、特別支援教育に熱意や能力をお持ちの方を広く任用できるよう、要綱の制定に合わせて検討してまいります。

また、市内の幼稚園における支援員の配置についてでございますが、市といたしましても、今年度から対象となる園児がいる幼稚園に対して、特別支援業務に対する助成をいたすところでありまして、今後も体制の整備について支援していく考えでございます。

以上申し上げます、御答弁とさせていただきます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君） 以上で終わります。

○議長（神田壽昭君） ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時52分休憩）

（午後1時30分再開）

○議長（神田壽昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

16番 遠山昭二議員。

○16番（遠山昭二君）（登壇） 平成25年第2回定例会に当たり、一般質問をいたします。

最初に、児童生徒の歯の健康づくりについて質問いたします。

成人病とかがん、その他の病気につきましては、市当局では健診、予防などの対策がとられておりますが、歯、特に子供の虫歯の予防対策がないのではないのでしょうか。現代っ子が弱いのは歯、それに目、更にはのどだと言われております。小中学校を対象にした健康調査の結果を見ても、圧倒的に虫歯に多くかかっているそうです。健康で正常な子供には20本の乳歯が、大人には32本の健康な永久歯が生えているはずですが。

しかし、現在の子供たちは半数以上の乳歯が侵され、食べ物を十分にかめる状態ではなく、発育盛りの子供たちが虫歯によって健康そのものが侵されています。子供たちの生活環境には今や糖分が氾濫し、その制限が難しいということは全くそのとおりだと思います。

また、虫歯に対して歯磨きもなかなか習慣として定着していないのが現状です。彼らを守る大人たちの強い意志と決意が必要だと思います。そのような中で、当市において虫歯の予防対策、特にどのような指導、調査、研究を進めているのか、まずお伺いしたいと思います。

更に、フッ化物洗口の問題についてお伺いしたいと思います。

北海道は2009年に、日本国内の地方自治体では初めてとなるフッ化物洗口の普及を明言し、推進条例を施行しました。道内では、一部実施を含めると9割近い市町村の小中学校、保育園、幼稚園などでフッ化物洗口を実施されていることがあります。平成22年の第1回定例会に、教育長が十分検証した上で慎重に対応していくと答弁されていますが、道はこの条例を制定する際に、十分な検証をしていなかったのでしょうか。また、WHOが言うように、6歳以下の乳幼児に行わず、小学生以上で実施するなどの方法があると思います。この北海道の推進条例に対する市の考え方と合わせて、市でのフッ化物洗口の実施についてどのように考えているか、再度御見解をお伺いしたいと思います。

次に、成年後見についてお伺いしたいと思います。

認知症や知的・精神障害などにより判断力が不十分な人にかわって、一般市民が財産管理などの後見業務を行う市民後見人という制度があります。2012年度の改正老人福祉法の施行を受けて、道内でも市民後見人の活用の動きが広がっていますが、後見人には高い倫理観や判断力などが求められており、専門家は、市町村が十分なサポート体制を整える必要を指摘しており

ます。

後見人は、被後見人の高齢者や障害者にかわり、財産管理のほか介護福祉や障害福祉サービスの契約などを行い、被後見人の法的権利を守る役割を担っています。従来は、親族に加え弁護士などの専門職が大半でしたが、地域で暮らす高齢者や障害者が増える中、こうした人を支える市民後見人制度が誕生しました。多くの場合、市町村が各地の社会福祉協議会などに委託し、市民後見人として活動できる方を市民から募集し、育成を行い、家庭裁判所に後見人として推薦しています。

道内でも、2010年度には小樽市と北後志5町村が協力してセンターを設置し、市民後見人の育成に取り組んでいます。11年度からは、釧路市やまた上川管内の南富良野町でも取り組みがスタートしました。更に、札幌市では13年度中に育成カリキュラムなどを制定し、14年度中に市社協が中心となり、育成を始める方針です。市町村は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために、必要な措置を講ずるよう努める必要があると思いますが、当市の場合、どのような取り組みがされているのかお知らせください。

また、選挙権を認める公職選挙法が成立いたしました。7月の参議院選挙から投票の道が開かれたことになりました。今後の運用に当たっては、不正投票に障害者が巻き込まれない対策が必要となっています。改正法には、特定候補者に投票を誘導するような不正の予防策が盛り込まれました。文章が書けない人にかわって候補者名を記入できる補助者を、自治体職員に限ることに義務づけられています。

参議院選は目の前に迫っていますが、当市ではハーフマラソンと開催日が重なることもあり、職員の配置に影響が出る懸念もされております。選挙管理委員会は投票所で適切なサポートができる人材確保などに万全を期さなければなりません。当市ではどのような体制をとるかお考えをお聞かせください。

公職選挙法によりインターネットによる選挙運動が解禁されたことや、成年後見人がついた人には選挙権を回復したことにより、一層選挙の関心が高まり、投票率の向上へとつながることを期待するものであります。しかしながら、変更となる点が多数あることに加え、参議院選挙までの期間が短いために、選挙管理委員会が大変かと思いますが、昨年の衆院選の投票日には、投票用紙の二重投票や不在者投票の手続のミスが複数市町村で発生しております。当市においても選挙の管理施行に万全を期すべきと思います。

以上をもちまして私の質問といたします。 （降壇）

○議長（神田壽昭君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 遠山議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から、成年後見人の御質問のうち、市民後見人を確保するための体制整備について答弁申し上げ、改正公職選挙法の施行に伴う選挙執行体制については、選挙管理委員会事務局長から、児童生徒の歯の健康づくりについては教育委員会から答弁申し上げます。

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分では

ない方について、本人の権利を守る援助者を家庭裁判所が選任して、法律的に支援する制度があります。

平成12年に民法が改正され、従前の禁治産、準禁治産制度にかわり、介護保険制度の開始と同時に制定された高齢者及び障害者の権利を守るものであります。更に、平成17年の介護保険法の改正により、新たに地域包括支援センターの設置が市町村に義務づけられ、認知症の方などが適切に財産管理と福祉サービスの利用契約ができるよう、成年後見制度に関する相談機能を担うこととなりました。

本市の成年後見に関する相談体制は、高齢者については地域包括支援センターで、また知的及び精神障害者については福祉課が窓口となり、制度の説明や申し立ての支援を行っており、家庭裁判所など関係機関と連携を図りながら対応しております。

相談の実績につきましては、地域包括支援センターが設置された平成18年度から24年度までの7カ年間で延べ15件の相談があり、制度利用につながったケースは4件、また障害者関係については福祉課の窓口において年間平均2、3件の相談があり、2件が利用につながっております。いずれも弁護士や司法書士などの専門家が後見人となっている状況にあります。

また、成年後見制度の申し立てをする親族がない場合は、平成18年に制定いたしました市の実施要綱の規定により、市長申し立てを行うこととなっており、現在までに障害者及び高齢者それぞれ1件ずつ家庭裁判所が選任した後見人により、支援が行われております。

ただ、この制度は本人及び親族が直接家庭裁判所に申し立てを行うこととなっておりますことから、市内の状況を全て把握することはできませんが、市への相談件数は年々増加傾向にあり、公表されている旭川家庭裁判所管内のデータでも、後見開始件数は年々増加している状況にあるものの、本市におきましては、後見人が不足して選任されないというような状況にはなっていないところであります。

しかし、本市は高齢化率が34%を超え、認知症高齢者も増加するとともに障害者の数も増加傾向にありますことから、今後は親族等による成年後見だけで対応できないことも想定されます。こうした状況から、遠山議員お話しのとおり、親族等のいない方の成年後見の担い手として、市民後見人の役割への期待もあるわけでございます。

一方、高齢者、障害者の権利を擁護する同様の制度として、平成11年10月から地域福祉権利擁護事業の名称で、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者のうち、判断能力が不十分な方に対し、契約に基づき一般市民が研修を受けて登録された生活支援員が援助する制度もございます。この制度は平成19年度に利用促進を図るため、日常生活自立支援事業とわかりやすい名称に変更され、利用者ができる限り地域で自立した生活を継続していくために必要なものとして、都道府県、社会福祉協議会が実施主体となり、福祉サービスの利用援助やそれに附随した日常的な金銭管理、書類の預かり等の援助を行う内容であります。

また、成年後見制度のように家庭裁判所に申し立てをし選任された後見人に報酬を支払うなどの負担も少なく、利用しやすい制度となっており、生活支援員の負担も少ない内容となっております。

おります。

この制度と比較しまして、成年後見制度は財産の管理や処分、福祉サービス利用契約等の法律行為全般を行う仕組みであることから、弁護士や司法書士が後見人となることが多く、身近な後見人として市民が活動していただくためには、高い倫理観と法律知識を必要とするため負担も大きく、ハードルの高い制度となっております。

日常生活自立支援事業と成年後見制度との関係性につきましては、日常生活自立支援事業は本人の意思を尊重し、自己決定と尊厳の保持を保障するものであり、本人の判断能力が低下し、財産処分などの必要性が生じたときには、成年後見制度に切りかえたり、併用することも可能となっております。こうしたことから、当面はこの日常生活自立支援事業を充実させていくことを重点的に実施いたす考えでありまして、平成26年度からは士別市社会福祉協議会が北海道社会福祉協議会から委託を受け、実施の予定でありますこの事業について、市と近隣3町の自治体と社会福祉協議会が今月の6月11日に合同会議を開催し、事業の取り組みについて検討いたしましたところであります。

今後におきましては、ニーズ調査をもとに成年後見制度や日常生活自立支援事業を効率的に活用できるよう、社会福祉協議会や民生委員、介護サービス事業所及び障害者相談支援機関などとも連携を図り、日常の相談支援業務を通じて事業促進が図られるよう努めるとともに、広報への掲載や一般市民を対象とした講演会の開催など、あらゆる機会を利用し市民への制度周知を図ってまいりたいと考えております。

更に、市民後見人養成の取り組みにつきましては、今後における高齢者、障害者の日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用状況について、その動向を注視しながら、権利擁護事業を先進的に取り組んでいる自治体の調査研究も行き、制度の活用についても検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 鈴木選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（鈴木久典君）（登壇） 私から、改正公職選挙法の施行に伴う選挙執行体制についてお答えします。

第183回国会において成立した、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律は、1カ月の周知期間を経て、今年の第23回参議院議員通常選挙から適用されるものであります。これにより、全国で13万6,000人、士別市においては現在のところ15人の成年被後見人が選挙権及び被選挙権を有することになります。同時に、選挙等の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の要件の適正化及び不在者投票における公正確保等についての措置も講じられたところであります。

現在のところ、参議院議員通常選挙は7月21日の投開票が有力視されており、その日程が第27回サフォークランド士別ハーフマラソン大会と重複することが想定されることから、選挙事務に従事する職員の体制を初め、投票所の設置など万全な執行体制を確立するため、4月初旬

からハーフマラソン大会事務局と事前の協議を行ってまいりました。

現時点においては、昨年執行の衆議院議員総選挙と同様、14投票所において投票管理者、選挙事務従事者合わせて約140人の職員に委嘱を予定しています。一方で、ハーフマラソン大会については約150人の職員が大会運営に従事する計画であり、職員に対しては既に当日の協力依頼を行っているところであります。

また、このたびの法改正により、代理投票における補助者の要件の適正化が図られ、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者は、投票管理者が投票所の事務に従事する者のうちから2人を定めるものとされたところであります。士別市選挙管理委員会では、従前から代理投票において選挙人の投票を補助する者は、投票所の事務従事者から選任しているところでありますが、成年被後見人の代理投票にあつては、本人の意思確認など初めてのケースも想定されるため、投票手続に入る前に後見人とその手法を相談することについて、事前の事務従事者説明会でも周知を図り、適正な執行となるよう徹底してまいります。

更に、不在者投票における公正確保等についてであります。不在者投票を行うことができる施設として指定された病院、老人ホーム等において行われる不在者投票については、不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせるなどにより、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとの努力義務が設けられました。このため、不在者投票にあつては選挙管理委員会の職員を各施設に派遣し、投票事務が適正に行われているか、確認体制を組んでまいります。

最後に、ネット選挙についてであります。インターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の伝達や、公に意見を表明する機会が乏しかった有権者の思いを伝える手段として、インターネット等を利用する方法による選挙運動、いわゆるネット選挙が解禁されます。さきの衆議院議員総選挙における投票率は、全国平均で59.32%と戦後最低を更新し、士別市投票区においては65.18%と全国平均は上回っているものの、低い状況となりました。

政党や候補者から一方的な情報を得るしかなかったこれまでと変わり、インターネット等を利用し、手軽に候補者に関する多くの情報を入手し、また候補者との意見交換も行えること、あるいは自分の意見をあらわせることで、若い世代が政治に関心を持ち、投票率の向上につながることを期待しているところであります。このたびの公職選挙法の改正に伴う選挙事務における変更点に加え、ハーフマラソン大会と日程が重複した場合には、投票所の変更を予定していますが、万全な体制で公正な選挙の執行となるよう努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 古川生涯学習部長。

○教育委員会生涯学習部長（古川靖弘君）（登壇） 私から、児童生徒の歯の健康づくりについてお答えいたします。

まず、本市が実施している虫歯の予防対策と指導でございますが、妊婦及び乳幼児に対して

は保健福祉センターが行っておりまして、妊婦にはマタニティスクールにおいて歯科医師による歯科検診を行うとともに、歯科衛生士による歯磨きなどの歯科指導を実施しているところでもあります。更に、乳幼児につきまして、10カ月健診時に歯科衛生士による個別相談を実施し、1歳6カ月及び3歳児健診においては、歯科検診を行うとともに個別相談も実施しているところでもあります。

また、児童生徒への虫歯の予防対策と指導につきましては、毎年歯科検診を実施し、虫歯、歯並びなどに問題がある場合は、養護教諭から保護者に連絡し、予防や治療につなげる場所でもあります。更に、養護教諭による歯科衛生の授業として、歯垢の落とし方、歯磨きなどを教えているとともに、保健だよりなどにより、家庭での虫歯予防について啓発しているところでもあります。また、給食終了後に全校で歯磨きを実施している小学校もあり、虫歯予防の周知啓発を積極的に実施しているところがございます。

次に、北海道が平成21年に制定した北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例につきましては、道内の子供たちの虫歯本数が全国平均より多く、全国ワースト3という状況のため、虫歯予防対策として学校などにおけるフッ化物洗口の普及、そのほか効果的な歯科保健対策の推進に必要な措置を講ずるとしたところでもあります。

しかしながら、本市の子供たちの虫歯の罹患率は全道平均を大きく下回り、全国平均以下の状況となっており、これまでの学校歯科医の指導に基づく日常的な取り組みがこうした結果につながっているものと考えているところでもあります。フッ化物洗口につきましては、過日旭川歯科医師会から小学校などにおけるフッ化物洗口の集団実施について要望があったところであり、安全性の確認を行うとともに保護者の意向も調査し、学校における洗口に使う液の希釈作業を初め、薬剤の管理体制など問題点を十分検証した上で、慎重に対応してまいりたいと考えてございます。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 遠山議員。

○16番（遠山昭二君） 以上で終わります。

○議長（神田壽昭君） 10番 国忠崇史議員。

○10番（国忠崇史君）（登壇） 第2回定例会に当たり、一般質問を行います。

私は3つのテーマで通告しておりましたが、第3の成年後見人制度下における参政権の保障については、ただいまの遠山昭二議員の質問と答弁において語り尽くされておりますため、割愛いたします。

第1に、電気料金値上げの市民生活への影響について、幾つか質問いたします。

さて、アベノミクスと呼ばれる一連の経済政策により、株価を初めとして景気指標が上昇しておりますが、大企業などと直接関係のない私たち地方末端の住人には、今のところ何のよい兆しもないものと思われるところです。

そんな中で、北海道電力が9月から予定していると言われる電気料金の値上げが物議を醸し

ております。この値上げについて、まずその概要を伺いたく思います。また、その値上げすることについて、北電は広く説明会を開くとしていますが、本市にはこのことについて詳しく知らされているのかどうかあわせてお聞きする次第です。

2点目として、本市の中でこの電気料金値上げがどういった点で影響があらわれると思われるかお聞きいたします。工場や病院、それから福祉施設などの経営を圧迫しないでしょうか。また、住宅で言うと、値上げ率が一般住宅の3倍になると言われるオール電化住宅は、本市にどのくらい存在するのでしょうか、お答え願います。

3点目は、電源としての本市についてであります。岩尾内ダムなどで発電した分の買い取り価格や電源立地交付金なども、この際同時に値上がりするのでしょうか、これはいかがなのでしょう。つまり、私たちが電力の消費者としては値上げにさらされますが、電力の生産者としての利益は享受できるのでしょうか。

4点目は、値上げの理由についてです。北電は、端的に言えば泊原発が再稼働しないから値上げするのだという理屈を掲げています。しかし、原発の事故で住めなくなるリスクを考えると、やはり到底納得できるものではありません。しかしながら、ともあれ節電は今後とも重要です。市としてもさまざまな手段で節電の啓発をしたいと思います。その場合、張り紙や告知などするに当たって、北海道電力の言い分をそのまま書くのではなく、北電とは一線を引いた理由で節電が必要だというような書き方が重要だと思います。

つまり、北電の言うとおりに、泊原発が再稼働しないので値上げせざるを得ないから節電しましょうと。そういうことではなくて、本市としてのしっかりした理屈をもって節電に取り組んでいかれたと思います。この点いかがでしょうか。

5番目です。北海道電力はさまざまな経営努力をしていると強弁していますが、例えばPR施設やCMなどに多額の支出を計上しています。北海道電力のホームページによりますと、2011年度の実績については、効率性に優れたヒートポンプ機器の普及促進や、省エネルギーを推進するためのコンサルティング活動にかかわる委託費用などとして32億円、電気の安全にかかわる周知や電気料金メニューの紹介などの広域的な情報提供や、PR施設の管理運営費用などにかかわる費用として10億円を支出しており、総額では42億円だと書いてあります。

その42億円の中で、テレビCM等の広告宣伝費用は3億円というふうに北電は公表しております。そして、更に電力会社でつくる電気事業連合会という組織がありますが、ここに数億円拠出してあります。重要なことなんです。この電気事業連合会というのは全くの任意団体であり、収支の一切を公表していません。いろいろなことが言われますが、いろいろなルートを通して政治献金にも流れているというようなことも言われております。

そんな中で、北電の説明どおり値上げにははいいと納得してしまうような自治体であれば、やはりそれは住民の生活を守る気がないと言わざるを得ません。牧野市長にはぜひ、安易な電気料金値上げに反対の意思表示をしてほしいものだと思います。この点どう考えておられるかお聞きいたす次第です。

電気料金に関連して、新エネルギーについても3点ほど質問いたします。

6月3日付けの読売新聞によりますと、道南の寿都町ではこの4月より水道基本料を3分の1に値下げしたと書いてあります。これはなぜかと申しますと、去年の7月から再生可能エネルギー固定価格買い取り制度というのがスタートして、これは英語で略称FITと言いますが、このFITの制度のおかげで、寿都町で行う風力発電の売電価格が非常に高くなって、それで余剰金が3億7,000万円出たと。その利益によって、寿都町では何と水道の基本料を3分の1に値下げしたというふうに、読売新聞が報じております。

このように、新エネルギーにはさまざまな可能性があるのですが、まず1点目として、士別の場合を考えたいと思います。この4月から5月は行政報告にもあったとおり、非常に低温で日照不足でありました。それでも川西に新設された堆肥化施設での太陽光発電は順調に作動して、どうやら当初の見積もりを上回る勢いで発電しているらしいとお聞きしております。この点、いま一度実績を示していただきたいと思います。

新エネルギーの2点目なのですが、つまり太陽光発電というのは、士別市でもなかなか有望だというふうに捉えられると思いますが、考えてみれば、メガソーラーの設置構想がこの2年間浮かんだり消えたり、いろいろ繰り返しています。この際、今までにあったメガソーラーの設置話とその顛末を、この際に総括していただきたいと思います。

この件の最後になりますが、午前中松ヶ平議員及び小池議員が、牧野市長の2期目をにらんでの抱負や要望などを取り上げておられました。私から強調したいのは、牧野市長の1期目半ばに3.11が訪れたということです。牧野市長は、2期目に向かっては一つには防災、それからもう一つは新エネルギー、再生可能エネルギーに関して、マニフェストあるいは公約の重点項目になるのではないかと私は思っています。

水力発電や太陽光発電の活用や農林業系のバイオマス資源について、一層具体的に市民生活に取り入れる方策を考えるべき時であると思うのです。牧野市長は今のところ、それについてどこまで構想しておられるのか、この際伺いたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

(降壇)

○議長(神田壽昭君) 牧野市長。

○市長(牧野勇司君) (登壇) 国忠議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から、電気料金値上げについて及び新エネルギー、再生可能エネルギーに関する取り組みについて答弁申し上げ、岩尾内発電所、バイオマス資源堆肥化施設及びメガソーラー施設の立地に関する経過については、副市長から答弁申し上げます。

初めに、今回の北海道電力の電気料金値上げについてであります。

北電は、去る4月24日、経済産業大臣に対して電気料金の値上げを申請しました。その理由として、泊発電所の長期停止に伴い、電力不足を補うための火力発電に係る燃料費の増加、追加コストが発生したことによるもので、平成24年度の収支では過去最大の経常損失となり、電力の安定供給にも支障を来すおそれがあることから、値上げに踏み切ったとされております。

値上げの概要については、一般家庭向け料金では平均モデルとして30アンペア、月間使用料260キロワットアワーの世帯で月額451円、6.81%の増となり、法人・企業向け料金では、一律に加算単価を上乗せし、平均でキロワットアワー当たり1.96円、13.46%の増となると試算されており、それぞれ基本料金は据え置かれるものの、使用料が多いほど値上げ幅が大きくなるとのことであります。これら値上げについての市への説明につきましては、値上げ申請前及び後に、その概要の説明がありました。市といたしましては、市民を初め市内企業に与える影響が大きいこと、更には北電としての企業努力を求めることについて伝えてきたところであります。

次に、値上げとなった場合の影響についてであります。先ほど申し上げたとおり、一般家庭向けと法人企業向けで値上げの形態が区分されていることや、契約電流や契約電力で料金が異なることにより、個々の影響額を算出することは難しいところではありますが、本市の関係で申し上げますと、本庁舎を初め市の主要施設の電気料金が値上げとなった場合の試算では、9月から来年3月までの7カ月で約940万円の増額が見込まれますことから、昨年からの取り組みを進めている節電対策をより推進できないか検証するなど、更なる経費節減に取り組む必要があると考えているところであります。

また、士別市内におけるオール電化住宅の件数については、北電名寄営業所管内における契約数から推計いたしますと、市営住宅約100件を含み、およそ1,000件と推測されます。これらオール電化住宅の電気料金については、夜間単価の値上げ率も高く、金額に対すると月額5,000円程度の増になると思われるところであります。

昨年11月、暴風雪の影響で、登別市を中心に大規模停電の被害がありました。冬期の停電ということで、被災地では暖房や食事の支度ができず大変な御苦労をされたところであり、電気のある生活になれた我々にとっては、電気の必要性を痛切に感じた事故でもありました。

貴重なライフラインである電気料金の値上げに関しては、市民生活に大きく影響する重要な問題であることから、安易な値上げは到底受け入れられないと考えておりますが、このたびの北海道電力の値上げ申請が適正であるかについては、電気料金審査専門委員会において厳正な審査が行われ、経営状況を初め、今後道内での公聴会やインターネット等を通じての意見募集を行い、これら意見に対する見解を付した上で、経済産業大臣に意見を提出することになっていきますし、原子力発電所の再稼働の問題も現在日本全体での議論となっていることから、これらを含め、その情勢について注視してまいりたいと考えております。

次に、本市における新エネルギー、再生可能エネルギーに関する取り組みについてであります。

本市では、平成20年に策定した地域新エネルギービジョンをもとに、これまで各種の取り組みを進めてきています。その一つが一般住宅に対する新エネルギー導入助成であり、そのうち太陽光発電システムモニター助成事業では、昨年度までに19戸の住宅に太陽光発電システムが設置されています。この助成制度につきましては、平成23年度をもって終了の予定となってい

たところでありますが、木質バイオマス燃料ストーブ導入モニター助成事業とあわせて、昨年度から3年間の期間延長を行い、引き続き普及に努めているところであります。

一方、公共施設においても、あさひサンライズホールやコスモス苑、士別中学校、士別南中学校のほか、お話にありましたバイオマス資源堆肥化施設での太陽光パネルの設置、あるいは朝日地域交流施設、和が舎でのチップボイラーの採用など、新エネルギーシステムの導入を進めてきたところであり、今後の公共施設の整備・更新の際にも、これまで同様再生可能エネルギーの導入について、初期費用や維持管理費と効果の面も考慮しながら検討していく考えであります。

また、てしおがわ土地改良区が国の小水力等再生可能エネルギー導入推進事業により、北海道全体で3地区のうち1つとして採択を受けて、士別市内3カ所で年間総発電量95万キロワットの小水力発電施設を整備するため、本年度概略設計を実施し、27年度以降に実施設計と施設整備を計画していると伺っており、このような用水路の落差による小水力発電はローカルエネルギーとして有効な資源であることから、市としても土地改良区と十分連携を図り、本事業が円滑に推進できるよう取り組んでいくとともに、朝日水力発電所の建設計画についても、その実現に向けて長期的な展望に立った誘致活動を継続し、本市の自然や地理的条件に適合したエネルギーの活用について推進してまいりたいと存じます。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 私からは、岩尾内発電所、バイオマス資源堆肥化施設及びメガソーラー施設の立地に関する経過についてお答えいたします。

初めに、岩尾内発電所の発電買い取り及び電源立地対策交付金についてのお尋ねであります。岩尾内発電所については北海道企業局が発電事業を行っているものでありますことから、今後の買い取り価格などについてお答えする立場にはございませんが、電源立地対策交付金につきましても、国や道から特に事業が変更されるというような通知はありませんので、今回の電気料金値上げの影響はなく、今後も継続されるものと考えております。

次に、バイオマス資源堆肥化施設の太陽光発電についてであります。この太陽光発電設備では、施設で使用する年間消費電力量の約10%程度を賄い、休日等における余剰電力は北海道電力に売却する計画でありまして、年間約2万1,700キロワットアワーの発電を見込んでおります。施設が稼働しました今年4月からの実績を申し上げますと、4月分の発電量は2,472キロワットアワー、5月分は2,479キロワットアワーで、2カ月分を合わせて4,951キロワットアワーの発電量となっており、このうち堆肥化施設では消費電力量の約22%に当たる4,081キロワットアワーを使用し、残りの870キロワットアワーについては北電に売電をいたしております。

このように、4月、5月は順調に発電をしております。特に3月から9月ごろまでは、日射量の関係で発電量は多いことを想定しておりましたことから、ほぼ計画どおりの発電量になるものと見込んでおります。

次に、メガソーラー施設の立地に関する経過についてであります。太陽光や風力を初めとする再生可能エネルギー発電施設設置の動きが全国的に進む中で、昨年導入された固定価格買い取り制度を見越して平成23年からソフトバンクを初めとする大手企業が全国各地でメガソーラー発電参入の動きを加速化させてまいりました。

このような中で、本市においてもメガソーラー建設を計画する企業から、適地の有無について照会があり、本市からは候補地と考えられる数カ所の公有地を示し、事前の検討協議に入ったわけであります。こうした検討の結果、幾つかの候補地の中から、つくも用地と旧競馬場の2カ所について正式な協議を進めたいとの意向が示されるとともに、企業側では北電との間で電力系統連携についての協議が開始されました。

その後、昨年1月には当該企業から電力系統連系についての確認もとれ、施設の設置が可能であると判断したことから、正式に土地の賃貸借の協議に入りたいとの申し出があり、このことについて議会代表者会議において経過報告を行うとともに、候補地の近隣地域で開催いたしました地域政策懇談会においても経過等についての御説明をさせていただいてきたところであります。

しかしながら、今年1月になって、北電側から詳細な電力系統連系容量の確認を行ったところ、2カ所の候補地ともに連系は不可能であるとの回答が企業側にあったことから、本市におけるメガソーラー施設の設置については断念せざるを得ない状況となりました。北電が連系不可能との判断に至った理由としては、送電系統の容量不足によるものとのことであり、道内各地において連系不可能なケースが生じている大きな要因としては、メガソーラー発電は日射量によって出力が変動し、安定的に電力供給ができないことが課題であるとのことであります。

今後のメガソーラー発電の拡大に向けては、こうした課題の解決や送電線網の整備などがまずは急がれるべきものでありますことから、これらにつきましてはオール北海道として国を初め各関係機関等に求めていかなければならないものと考えているものであります。

なお、お尋ねの中に節電についての市民に対する呼びかけということで、今後においても市民に対しては節電を呼びかけるものであります。お話の中に泊原発を理由としているのかといったようなお話がございました。市の姿勢といたしましては、泊原発が稼働していないからというものでは決してありません。今後の地球環境を考えたとき、電気も含めて使わなくても済むエネルギーについては極力節減をするということは、これは基本的な姿勢として持たなければならないというふうに考えておりますので、このことを基本として、今後も市民に対してエネルギーの節減を呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 国忠議員。

○10番（国忠崇史君）（登壇） 第2のテーマは、学校教職員のサービスのあり方についてであります。

北海道教育委員会や会計検査院が複数回にわたって行った教職員の服務状況に関する調査や検査のたぐいは、最近一段落したものと思われます。もともとこれは2009年の総選挙で当選した議員が、教職員組合の支援を受けて献金も受けてたということで逮捕されたということをつっかけとして、勤務時間中に学校教職員が労働組合の活動をしているのではないかという政治家の指摘を端緒とするものであると記憶しますが、この複数回の調査では労組活動調査の件で目ぼしい成果が上がらず、だんだんと自宅研修の扱いや、夏休みなど子供たちが休業している期間の教職員の出勤時間の扱いや、教育に関する専門的あるいは自主的な研究会活動についての職務専念義務免除、いわゆる職専免の取り扱いへと調査の力点がシフトしてきました。

まず、調査の全貌について振り返って説明をお願いしたいと思います。そして、この一連の調査や検査の結果、本市の教育現場から何か重大な服務規律違反は出たのか否か、あわせてお聞きする次第です。

次に、昨年3月の予算審査特別委員会において、私の総括質問に対して安川教育長は、士別市教育研究会ほかの自主的団体の庶務や会計の作業に要する時間については、先ほどの職専免が適用できるように、市独自の規則をつくって対抗していくと答弁されておられます。この点、現状ではどのように進捗しているか、お答え願いたいと思います。

3点目は、昨年12月20日付けで北海道教育委員会から、少年団活動について職専免を適用しないとの文書が出ている件です。つまり、基本的には勤務時間中の少年団活動は認めないということです。もともと組合活動について問題にした時点で、最終的に部活や少年団の指導が超勤に当たるのかどうか反問されてくるのはわかり切っていたことではないかと思います。北海道教育委員会の姿勢は、行きがかり上しようがなく文書を発出しているという感じで、少年団活動への教職員の具体的な関与時間などについては、市町村の教育委員会に丸投げしているといったありさまです。

しかし、とにもかくにも士別市教育委員会としても、教職員の少年団活動について何らかの規則を定めなくてはならなくなりました。そして、実際そのようにしたと聞いておりますので、その内容をこの際御紹介ください。よろしく願います。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、北海道教育委員会や会計検査院が行った調査の内容についての御質問であります。この一連の調査につきましては、平成22年に北海道教育委員会が全ての学校を対象に実施した、教職員の服務規律等の実態に関する調査に端を発しており、この調査の結果を受け、平成23年1月及び2月に一部の学校を対象として会計検査院による会計検査が行われたものであります。

その後、同年10月には、文部科学省から会計検査院による検査と同様の調査を行うよう、指導を受けた北海道教育委員会が、全ての学校を対象に教職員給与費の適正執行等に関する調査を実施し、この調査において勤務の取り扱いが適切でないとの疑いがあった事例については、平成24年3月から6月にかけて教員一人一人に直接事情聴取を行い、適切な取り扱いを行って

いるとの証明ができなかった事例については、更に同年8月から10月にかけて再度事情聴取を行ったものであります。

なお、これらの調査、検査の結果についてであります。会計検査の結果につきましては、平成24年予算審査特別委員会の際にお答えしたとおり4件の服務規律違反がありました。その後の調査では明らかな職務専念義務違反が1件と、不自然な勤務実態による違反が疑われる、もしくは同様の事案に対し監督責任を問われた事案が8件あったものの、いずれも本市に赴任する前の事案であり、本市の学校では服務規律が遵守されていたものと考えております。しかしながら、北海道教育委員会では、今後も平成27年度までの3カ年で全ての学校において教職員の勤務状況に係る実地指導を行うとしており、いまだ終息したとは言えない状況であります。

次に、学校職員の職務専念義務の免除、いわゆる職専免についての士別市独自の規則づくりについてであります。学校職員の職専免につきましては、士別市学校管理規則に規定するものであります。規則の改正に当たりましては検討を重ね、職専免に関し士別市教育委員会が特に認めるものとして、士別市教育委員会を初めとする団体や会議の名称など49件を明記し、これらにかかわる総会・研修会の参加のほか、事務処理等についても対象にする旨を平成24年12月に内規として定めており、既に各学校では職専免として取り扱っているところであります。

最後に、教職員が少年団活動に従事する場合の職専免についてであります。小学校における少年団の活動については、中学校における部活動と違い、教職員本来の職務ではないことから、北海道教育委員会は、教職員が少年団活動の指導を行う際には、保護者や地域住民の誤解を招かないよう留意することや、校務優先の原則に照らして必要最小限とし、その日数や時間数に一定の上限を設定する必要がある旨の通知を發出しており、道立学校に勤務する教職員の場合は、同一年度内に10日までと決められているところであります。

この日数の上限につきましては、各市町村での判断となることから、校長会と協議を行い、常識的な日数として同一年度内に20日と決定し、申請手続等を定め、各学校に通知したところであり、既に本年4月から運用しているところであります。

少年団活動を通じ、児童の健やかな成長を促すためには、教職員による指導等の協力が欠かせないものでありますことから、今後も教育委員会として、教職員が生き生きと活動できる環境づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。 (降壇)

○議長(神田壽昭君) 国忠議員。

○10番(国忠崇史君) 再質問いたします。

道教委は、これからもまだ調査を繰り返していくということなんですけど、そんなだったら本当に学校の先生も民間企業みたいにタイムカードを押すとかすれば、一発で済むことなのに、何やら機械警備を解除した時間がどうこうとかとまたやるのかなと思うと、何か暗澹とするのですけれども。

最後の少年団の話で再質問するのですけれども、年に20日というのはいわゆる教職員の勤務

が1日7時間45分、7.75時間ですから、それ掛ける20日ということになるんだと思います。それはいいとして、ちょっと話をスポーツ基本法に持っていきたいのですが、おととしスポーツ基本法というのが成立して、これまで日本のスポーツというのは学校とか企業に大きく依存してきたわけですが、この基本法ではヨーロッパ型のような地域総合型スポーツクラブに移行するというふうにならうというわけですね。

私も基本的にはその方向には賛成なんです。なぜかという、やっぱり学校単位の部活とかでやっているとどうしても閉じた環境になりがちで、その中でいろいろな暴力指導だとかの問題も起こってきたわけで、いろいろ地域総合型のクラブにしていくといい効果も期待できると思うのですが、がですよ、しかしこのスポーツ基本法とこの道教委の昨年暮れの少年団についての通達を、誤解を受けないように云々とかという通達を比べてみると、正直この北海道教育委員会はこのスポーツについて何の理念もないわけですね。

割と少年団というのは、地域スポーツと学校スポーツの合間みたいなところでやっているんですけども、北海道の中には過疎地がたくさんあるんですね。士別もちょっと一部廃校になってしまったけれども、例えば、スポーツ少年団の指導員をやりながら学校の教職員でありかつ保護者でもあるというような方がいらっしゃると思うんですね。往々にして僻地に行けば行くほどそういう人が出てくる。午前中の松ヶ平議員の公民館分館活動でもそうですけど、割と学校の先生が支えていたところがあった。

本当にそういう農村部のスポーツ活動というのを考えたときに、この道教委の誤解を受けないようにどうこうとか、年間上限がどうこうというけど、私は指導員だけ先生でもあるし、保護者でもあるんです、このサードを守ってるこの子の親でもあるし教員でもあるんですという例がたくさんあると思うんですね。そういうところを本当にこの北海道教育委員会というのは、自分の管轄している道の中にいっぱいあるんだと認識して、この少年団に勤務中のかかわるなという通達を出しているのかどうかというのは、非常に疑問があるんです。

そこについては、やっぱりささいなこと、今引っかけるといふか、ちょっとしたことで服務規律違反だという言うわけですから、ちゃんとそういった顧問と保護者と兼ねている場合とかの場合分けもして、決めておく必要があると思うんですけど、そこら辺についてはどういふふうな解釈でもって士別市としてはやっつけていかれますか。

○議長（神田壽昭君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） 少年団活動についての再質問にお答えをいたします。

国忠議員のお話にありまして、この少年団活動に対する教職員のかかわり方についての北海道教育委員会のこの姿勢につきましては、管内の教育長会議におきましても町村部の教育長のほうから、実態が本当に過疎地域の少年団活動は、本当に地域のさまざまなスポーツ関係者の力を集中して、なるべく先生方の指導の時間を外せというような方向なんだけれど、実際にはもう地域にそういう人が先生以外にはいないんだと。そういう状況を全くわからない状態で、子供たちの健全なスポーツ活動を、過疎地域、複式学級があるような地域の子供たちは

もうスポーツをするのではないと言わんばかりのことではないかということで、大きな反発もありましたが、その部分については全道的な判断によってこうなっていくんだということで、何ら方向は変わらなかったわけですが。

議員のお話にもありましたとおり、過疎地域においては教員であると同時にその同じ学校に自分の子供を通わせている先生方もたくさんいらっしゃるって、その指導に当たったときに、親としてやっているんじゃないかというような部分と、そうでないところとどういうふうに区分けをするのだということについても、道教委のほうでは、そういう不明確な部分がいろいろ服務規律の部分で引っかかってくるというようなこともあって、しっかりとそれらのことについては、本市としては夏休み期間中であっても、そういった教員としてかかわる部分での指導計画はしっかりと出しておいていただいて、その計画をしっかりと保管するような形で何かそういった形での調査があった場合には、しっかりとした教員としての立場で指導に当たったんだというようなことで対応していくこととしたいというふうに考えているところであります。

とにかく、現状では服務規律にかかわって今教職員に対して道教委の姿勢は本当にできないこと、やってはいけないことをどんどん羅列してくるだけで、こういうことをやってほしい、こんなことならもっともっとやってほしいんだよというふうな形で、先生方の地域で生き生きとした活動を助長するような雰囲気が全くないというようなこともありますので、本当に士別市も含む地域においては、先生方が文化活動、スポーツ活動、さまざまな学習活動のリーダーでございますので、そういったこと抜きには市民の活動も立ち行かないという部分もありますので、そういう先生方がしっかりと活動できる環境を整えるべく、更に十分とは申せませんが、先生方がそういったことであらぬ疑いをかけられたりしないような形で、さまざまな制度を整備してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（神田壽昭君） 国忠議員。

○10番（国忠崇史君） 以上で終わります。

○議長（神田壽昭君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで午後2時50分まで休憩いたします。

（午後 2時40分休憩）

（午後 2時50分再開）

○議長（神田壽昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

4番 渡辺英次議員。

○4番（渡辺英次君）（登壇） 平成25年第2回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をいたします。

1つ目の質問は、地方分権と行政の実効性確保のあり方について質問いたします。

地方分権という言葉は、今ではすっかり浸透してきているところですが、平成11年の地方分権一括法における改革から、これまでの間に地方自治体における義務づけや枠づけの見直しが進められて、自治体の権限や裁量も拡大してきております。まずは地方分権における今後の自治体に求められる権限や義務をどのように考えられているか、伺っておきたいと思っております。

今日における社会情勢は、全国的に少子高齢化の時代になっており、更に今後も深刻化するものと思われまます。そうなってきますと、当然ながらこれまでは問題視されていなかったことであっても、今現在課題になっていることや、そしてこれから更に市民生活に直接的にかかわってくる諸問題が増えることと予想されます。今回のこの行政の実行性確保のあり方とは、そのあたりのことに大きくかかわりますので、今回質問させていただき、本市の見解を伺いたいと思っております。

まず、現在起こっている事案及び今後にも想定される、本市において市民生活にかかわる諸問題を数件上げてみたいと思っております。

昨年の第4回定例会で、十河議員が空き家の問題を質問をいたしました。特にこの地域においては、積雪などによって家屋が倒壊する問題が今後更に増えることが考えられます。現にこの冬の豪雪で空き家の物置が全壊し、その一部が市道にかかっている事案も発生しております。また、小池議員からも質問があったように、商業用施設の裏玄関のひさしが倒壊し、誰でも近づけるために、非常に危険な状態になったまま放置されている例、またその他にも今後倒壊するおそれのある建築物は少なくないと考えられます。

そして、本市での対応と言いますと、それにかかわる条例の制定がないがゆえに、主に口頭での指導にとどまっているのが現状です。しかしながら、現状の対応や今後のこのような問題の増加を考えますと、本市での条例や規則では用を足していないものと考えられます。

また、平成16年には行政事件訴訟法の改正により、非申請型義務づけ訴訟が定められ、法令上では申請権のない者が、行政権の発動を求めて訴えを起こせるようになりました。これにより、従来は行政が個別の事案に対して規制権限を発動するか否かは、行政の裁量に任されていたところですが、改正後は、管理している自治体に対して措置命令を発動するよう命じる判例も見受けられるようになっております。

要するに、今申し上げました倒壊した建物が市道にかかっているような場合には、道路管理者である市が措置命令を発動するよう命じられることもあり得るということではないかと思うのです。そうなった場合に、現在の本市の条例では、義務履行の手段が明確化していないために、今後しっかりと明確にする必要があるのではないかと思います。どうお考えでしょうか。十河議員の質問に対しての答弁では、この空き家の問題等にかかわるいわゆる空き家条例の制定については考えていないとのことでありましたが、その後のこの冬期間にこのような倒壊事例も出ましたので、改めて必要性についてお考えをお知らせいただきたいと思います。

また、ほかに考えられる事例として、例えばペットの飼育が禁止されている市営住宅でペッ

トを飼っている住民がいたとします。そして隣人にアレルギーの方が住んでいて、そのペットのせいで体調を崩された場合などを想定しますと、もちろん規則違反をしていた住民の責任であることは間違いありませんが、市営住宅を管理している市の管理責任はどのようなのでしょうか。現在の規則は単なる約束事であり、罰則や強制力を伴うものとはなっておりません。しかし、今後は更に管理責任を問われる事案となることが想定されるのではないのでしょうか。そのあたりについてもどうお考えかお知らせください。

今回のこの質問で、私は本市に問われる責務に関して、改めてしっかりと見直しを行い、行政権限を適切に発動したり、履行確保のすべを明確化しておく必要があると考えて、持論を述べさせていただきましたが、この地方分権における行政の実効性の確保を今後全般的にどうすべきとお考えなのかを伺いまして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 渡辺議員の御質問にお答えいたします。

地方分権についてであります。地方自治の本旨は、地域のことは地域みずからが定めることであり、平成11年の地方分権制度改正において、戸籍に関する事務や生活保護に関する事務など、国が行う事務を国の管理下において地方自治体が処理していた、いわゆる機関委任事務が新たに自治事務と法定受託事務とに区分され、いずれも地方自治体がみずから行う事務とされたところであります。

その後、一昨年から順次行われている地方分権一括法による制度改正においては、未熟児の訪問指導や住所を新たに設けた際の告示など、これまで都道府県が行っていた事務の一部が市町村の事務とされ、また、福祉施設の設置基準や道路の構造基準など、これまで国において一律で定められていた基準が、地方自治体の判断により独自の基準を設けることができるように順次法整備が進められています。

こうしたことから、まちづくりやさまざまな課題に対する地域独自の解決策をみずからの手で決められるようになるなど、地方の権限が徐々に拡大する一方で、その権限を行使するための責任についてもますます大きくなってきています。

渡辺議員のお話にありました空き家対策や、禁止されている市営住宅でのペット飼育といった良好な生活環境を保つための対策もその一例であり、さまざまな事情で管理が不十分な空き家が放置され、周辺の住民の安全や生活環境を脅かす状況は全国的にも問題になっており、本市でもこの冬の大雪の影響で、住宅が倒壊する事故が発生したことは記憶に新しいところであります。

また、市営住宅でのペット飼育についても、市営住宅の生活環境を守るために禁止していますが、一部の居住者において御理解いただけない状況もあり、これまでこうした事案については原因者の改善に期待し、適正な管理を依頼したり、また管理や協力を求めて繰り返し説明や指導などを行ってきているところであります。

しかしながら、そうした依頼や指導などにより、改善が見られない場合も多く、行政として

の責務を果たすため、独自の条例等を整備して対応する自治体も近年出てきている現状にあります。そこで、現在の法制度においては、自治体が行政としての実効性を確保するための強制的な手段として、条例で罰則等を具体的に定める場合と、行政代執行を行う場合の2つがあります。また、自治体が行う指導や勧告、命令に従わない場合に、その者の氏名を公表するなど、間接的な強制手段を条例において定める場合もあります。

ただ、本市も含め多くの自治体は、これまで依頼や指導、勧告といった直接的に強制力を発揮しない方法での解決策を用いてきたことから、こうした強制力を伴う方法を用いる場合、市民に対して強権的なイメージを与える可能性もあります。また、強制的な手段を実施するまでの説得を打ち切るタイミングがはかりづらいことや、行政代執行においては本来義務者が負担すべき費用の回収が極めて困難な状況が想定されるなど、さまざまな課題があります。

地方分権の時代を迎え、さまざまな権限が地方自治体に移譲されている今日、自治体としての責任を果たすためには、これまでの固定観念に捉われないさまざまな方策を検討し、その実効性を確実なものにしていくことは必要なことではありますが、こうした事案は市民の私的な領域にも深くかかわることでもありますので、空き家やペット等に関する課題については、今後それぞれに適した解決策を慎重に検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 渡辺議員。

○4番（渡辺英次君）（登壇） 2つ目の質問は、学校運営協議会制度、コミュニティ・スクールについて質問いたします。

この制度は、平成16年6月に地方教育行政法が改正されたことにより、文部科学省が同年9月に施行した制度で、公立学校に学校運営協議会を設置できるものです。設置するに当たり、教育委員会の判断により、各学校をコミュニティ・スクールと位置づけることが条件となっております。この学校運営協議会についてですが、構成される委員については、保護者、地域住民、校長並びに教育委員会などで構成される場合が一般的で、協議会が学校運営に対して直接にかかわっていき、地域に根づいた学校運営を目指すことを目的としております。

では、PTAなどの組織と何が違うのかということですが、この学校運営協議会は、各委員が校長や教育委員会に対して、大きく分けて3つの権限を持っているということです。

1つ目に、校長が作成した学校運営の基本的方針を承認する権限です。これには教育課程の編成のほか、組織編成、施設整備などの管理整備、予算執行に関する事項などが含まれます。協議会で承認されなければ、運営方針として保護者に提出できないということです。

2つ目は、学校運営全般にわたって教育委員会や校長に意見を述べる権限です。これは本協議会が学校運営に関して協議する機関であることから、学校運営全般について保護者や地域住民の声が反映されるように持っている権限です。

そして、3つ目は校長、教頭、教諭等教職員の採用、その他の任用について、任命権者すなわち教育委員会に意見を申し出る権限を持っているということです。また、教育委員会として

はこの意見を尊重するように規則で定められております。いわば3大権限を持つ組織が学校運営協議会であり、学校運営に直接的にかかわる議決機関とも言えます。

現PTAの組織や学校評価委員会では、学校運営内容の詳細などがわからないと言っている方も、評価委員に選任されているケースも見受けられ、その中で教員の自己評価に対する評価をしなければならないなど課題があり、それらの委員会とは全く趣旨の違うものであります。

私は、今後の学校運営をまさに学校、保護者、地域でつくり上げるために重要な位置づけになるはずだと考えております。本市は平成23年3月に士別市小中学校適正配置計画を策定いたしました。そして、今年度からは、武徳小学校、下士別小学校は士別小学校に、中多寄小学校は多寄小学校にそれぞれ統合されました。第1期計画では、今後温根別中学校が士別中学校に統合予定であり、そして上士別の小中学校が併設校に改築、また西小学校も改築の方向で準備が進められております。第2期計画では、中士別小学校、温根別小学校並びに朝日中学校が改築の予定で検討を進めております。

適正配置計画については、器をつくり上げるものと考えており、これからはその中身をどれだけ煮詰めていくかということが本市の課題ではないかと思っております。この学校運営委員会について質問するに当たり、これから本市における学校像といいますか、どういった学校を目指していくべきかといろいろ考えてみました。改築する学校も統廃合した学校も、本市におきましてはいずれも小規模校であり、地域に根づいた学校運営であるべきと考えます。学校教育の中で、今まで以上に本市に特化した社会教育を融合していくことが、これからの子供たちの教育、更には本市の将来に大きくかかわることではないでしょうか。

そのために、保護者や地域の声を最大限生かせられる場の提供をすることが行政の役割だと考えているのですが、教育委員会としては今後の学校像をどのように描いておられるのかお伺いしておきたいと思えます。

さて、この制度は平成19年9月から施行され、これまで文科省はもちろんのこと、北海道教育委員会でも推進してきました。施行後23年度までは着々と指定校の数が増えてきた感じですが、24年度には急増し、38都道府県で1,183校が指定校となっております。しかしながら、指定校がある38都道府県の中でも非常に偏りがあり、北海道については平成24年度に指定となった三笠市の小中学校2校を皮切りに、今年度と来年度に新規に指定される数を合わせても、10校ほどの予定とされております。

指定校数の伸び悩みの理由の一つには、制度の問題点なども上げられているのが現状です。協議会が持つ権限があるがゆえに、極端な人事の意見などにより学校間に偏りが起こり得るなどの問題が指摘されています。また、学校サイドにも不要な圧力がかかるであるとか、あるいはこの協議会が教育委員会から見て目の上のたんこぶのような位置づけになるとも言われています。また、指定校を目指すに当たり、直接的に学力向上をねらいとしているところもあるようですが、これもまたいかがなものかと考えます。現に、学力テストの都道府県別の順位を見ましても、この制度を取り入れているところは少ないのが現状で、この制度は直接的に学力向

上だけを図るものではないと考えます。

私は、本市においてこの学校運営協議会制度を推進する考えなのですが、それはさきにもお話したとおり、統廃合を含めた小中学校の適正配置を行っている今が、学校運営の中身を見つめるときであって、そこには学校、保護者、地域そして教育委員会を含めた中でしっかりと協議して、これからの本市の学校教育を見直すべきだと考えます。

それぞれの立場で真正面から向き合い、互いの意見を協議し合えるこの制度を確立することが教育委員会の責務であり、全ては子供たちの教育、育成のためだと考えます。さまざまな諸問題を解決するためにも、この制度を教育委員会はどうか考えておられるか、そして今後ぜひ取り入れる方向で検討いただきたいとお願いをしまして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールにかかわって、保護者や地域の声を学校運営に最大限に生かすという観点で、今後の学校像をどのように描いているかのお尋ねであります。

議員のお話にもありましたとおり、本市は小中学校適正配置計画に基づいて、平成24年度に下士別、武徳、中多寄の3小学校を閉校し、平成26年度末には温根別中学校を廃止統合する予定であります。今後の学校像については、生徒数が100名以上の中央市街地の5つの小中学校と、それ以外の小中学校併設校を含む8つの小中学校という2つの類型に大別されると考えておりますが、周辺地区の小中学校においては、単に児童生徒のための教育機関という枠組みにとどまらず、地域住民と子供たちとの緊密な交流活動を通じて、少子高齢化が進行する地域コミュニティを再創造していく核としての役割、位置づけが一層求められてくると存じます。一方、中央市街地区5校についても、地域社会の構成員が自由に関与できるという新しい公共的な教育のあり方を構想していくことが必要と存じております。

次に、学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールの導入についてどう考えるかというお尋ねですが、本市教育委員会としては、コミュニティ・スクールの導入については現段階では消極的であります。その理由の第1点目は、教育現場の理解が得られにくいということです。この制度は、学校運営協議会が校長、教頭その他の教職員の採用、任用について意見を申し出る権限を持つというものです。教員人事に関与することに対する抵抗もありますが、現在でも煩雑な事務に追われることが多いのに、制度を導入することで地域や家庭との折衝がこれまで以上に多くなるため、学校現場にはますます多忙になるという警戒感があります。

2点目は、予算や人材の確保という課題があるということです。この制度の運営に要する活動費の捻出に苦慮する教育委員会も多いという指摘もありますし、教師の多忙感を解消する教員加配の実施やコーディネーターの設置などの大きな課題があると言われております。

3点目は、この制度は地域の人たちが自分たちの力で学校を変えられる可能性を秘めた極め

て有効な制度だという評価はありますが、現在の本市の小中学校において、変えるべきほどの問題点があるのかということです。市内の各学校においては、学校と地域のつながりは極めて良好であると存じております。現在、小中学校改築の基本計画に着手している上士別地区においても、ワークショップや地域説明会で活発な意見が出され、計画づくりに住民が深くかかわるという形が定着してきております。

現在、本市が重点的に取り組みを進めておりますのは、地域全体で学校を支援し、地域ぐるみで子供の教育を推進し、地域の教育力の向上を図る学校支援地域本部事業であります。学校運営協議会を設置している学校の事例においても、授業や行事の補助や登校・下校の見守りなどについては、学校運営協議会の下に幾つかの実働組織を位置づけているということでありませぬ。

学校運営に意見を反映していく学校運営協議会と、学校支援組織である学校支援地域本部が全く性質の違うものであることは理解するものの、本市においては制度に基づいてきりきりと学校運営に意見を具申する学校運営協議会という方向ではなく、ボランティアが中心となって、地域がゆるゆると学校を支援することを中心に据える学校支援地域本部の定着と拡大という方向で、地域住民の学校運営への参画の道筋を探っていきたいと考えております。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 渡辺議員。

○4番（渡辺英次君）（登壇） 最後の質問は、本市における今後の産業廃棄物の受け入れについて質問いたします。

廃棄物については、一般廃棄物と産業廃棄物に分かれるわけですが、士別市において産業廃棄物については、現在市内に民間の受け入れ先がなくなったことから、市の一般廃棄物最終処分場で受け入れを行っているのが現状となっております。産業廃棄物の処理施設は、一般廃棄物の処理施設と比べると町ごとに設置されているわけではないために、本市においては今後の受け入れ先について不安視されているところでもあります。

初めに、ここ近年一般廃棄物最終処分場で受け入れをしている産業廃棄物の受け入れ総量及び種類別で主なものをお知らせください。また、本年度4月より産業廃棄物については受け入れ1トンまでの制限がかかりましたが、そうなった経緯並びにその理由をお聞かせください。

そして、処理委託契約を行っている民間企業に対しては、書面をもって通知がされたところではありますが、企業側からは制限についてわかりづらい文面であったとの指摘がありました。どのような内容のものなのか、また市ではどのような対応をされたのかも伺っておきたいと思っております。更に、市が発注する工事で発生が見込まれる産業廃棄物の受け入れ先をどのようにお考えなのか、一緒に答弁いただきたいと思っております。

現在、一般廃棄物最終処分場については、（仮称）環境センターの建設を平成28年度中の供用開始に向けて準備が進められているところですが、環境センター供用開始後は、産業廃棄物の受け入れは行わないこととなっております。そうなりますと、当然本市については産業廃棄

物の受け入れ先がなくなるわけで、工事業者側からすれば、工事の際などに発生する産業廃棄物を市外へ搬出しなければならないこととなります。これは、工事の時間的な負担や人件費の増加、更には旭川など産業廃棄物処理施設を有している町の企業と工事受注の競争をすることにおけるハンディキャップにもなると思われます。

改めてお伺いしますが、（仮称）環境センター供用開始後に、市の発注する工事も含めて産業廃棄物の搬出先をどのようにお考えなのかお知らせください。

産業廃棄物については、市町村の責任ではなく、あくまでも工事請負業者である排出事業者の責任において処理することとされておりますが、市内で発生したごみを市外に持ち出して処理してもらうということに、どうしても違和感を覚える企業も少なくないと思われます。また、現在は名寄市の民間処理施設に搬出することが大半であると思われませんが、万が一受け入れが困難とされた場合、旭川まで搬出しなければならないのかとの声もあります。現状の法令に沿って考えますといたし方ない部分も理解できますが、何とか市内で処理施設を持つことはできないものかと考え、提案いたします。

公共事業の方式にPFI方式があります。正式名称は、プライベート・ファイナンス・イニシアチブで、民間の資金と経営能力、技術力を活用し、公共施設等の設計から建設、改修、その後の更新や維持管理、運営を行う公共事業の手法です。PFI方式による事業は公共性のあるものに限られており、道路や公園、上下水道などの公共施設や、公営住宅や社会福祉施設、そして産業廃棄物処理施設などの公益的施設等も該当になっております。また、PFI事業として産業廃棄物処理施設を建設する場合、民間資金活用型社会資本整備事業の国庫補助制度の活用もできるとされております。

産業廃棄物処理施設の必要性と、PFI方式を絡めることによって、新たな事業の創出や雇用の確保も期待できるところですが、本市としてPFI方式についてのメリット、デメリット並びにPFI事業としての産業廃棄物処理施設の設置についてどうお考えか、答弁を求めます。今後PFI事業を推進していくために、更に調査研究を推進することをお願いいたしまして、一般質問を終わります。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 大崎市民部長。

○市民部長（大崎良夫君）（登壇） 渡辺議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、本市の最終処分場で受け入れを行った産業廃棄物の総量についてであります。過去5年間に受け入れた産業廃棄物については、平成20年度が805トン、平成21年度901トン、平成22年度902トン、平成23年度978トン、平成24年度818トンとなっており、種類別では、木くず691トン、紙くず323トン、繊維くず388トン、廃プラスチック404トン、汚泥562トン、金属くず67トン、燃えがら1,316トン、瓦れき類655トンの合計4,406トンとなっております。

次に、産業廃棄物の受け入れ制限についてであります。本年4月より、最終処分場で受け入れする産業廃棄物の種類を9種類から6種類とし、年間の受け入れ数量については、平成24年度の産業廃棄物処理委託契約の実績において、種類ごとの契約数の約8割が1トン以内であっ

たことを踏まえ、受け入れ量を1トン以内と制限したところであります。

市が処分できる産業廃棄物としては、士別市廃棄物の適正処理及び資源化再利用の促進に関する条例において、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内の種類及び量と定めており、現最終処分場については、平成22年度に残余容量調査を実施し、使用期限が6年ないし7年後と明確になったことを踏まえ、新たな最終処分場の整備を進めているところであり、生ごみの分別処理の開始が本年10月に延びたことなど、最終処分場の残余容量が減少する状況において、一般廃棄物の処理を維持するため、一定程度の残余容量を確保する必要があると判断し、受け入れ制限に至ったところであります。

また、平成23年度においても、市内民間事業者の産業廃棄物処理施設の休止に伴い、市内に受け入れ先がなくなった廃プラスチック、繊維くずなどを優先的に受け入れ、また残余容量への影響を少なくするため、市内に民間の処理施設がある瓦れき、コンクリート、木質について受け入れの制限を行ってきたところであります。

これらの制限に当たり、本年3月に契約実績のある排出事業者に対し文書を送付し、制限内容についてお知らせをしたところであり、その後年間受け入れ量の考え方や受け入れ種類以外の処分先などについて照会があり、年間受け入れ量1トンの考え方として、自社からの排出、建設現場からの排出など排出場所が異なる場合には、契約は別になり、それぞれ1トンまで受け入れが可能であること、また、処分先については北海道で公表している産業廃棄物処理業者名簿をもとに近隣の処理可能な施設を紹介しているところであります。また、市発注工事については、最終処分場の受け入れ制限に合わせ、本年度発注分より市内及び市外処理事業者での処分による積算を行っているところであります。

次に、（仮称）環境センター供用開始後の産業廃棄物の処分先についてであります。廃棄物については、廃棄物処理法において大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに分けられており、一般廃棄物についての処理は市町村の責務で市の区域内での処理が原則となっている一方、産業廃棄物についてはその責任を排出事業者に課せられ、事業者がみずから処理するか、または許可業者に委託し、適正な処理を行うことが義務づけられており、都道府県の区域内での処理が原則となっているところであります。

このことから、新処分場供用開始後に市内で発生する産業廃棄物の処分先については、瓦れき、コンクリート、木質は市内の民間事業者の処理施設で、それ以外については名寄市や旭川市などの近隣処理施設に搬入を考えており、全道の産廃処理施設の設置状況から見た場合、士別市においては近隣市に多くの処理施設が存在している状況から、適正な処理が可能であると考えております。

次に、PFI導入による処理施設の設置についてであります。一昨年まで市内では民間事業者において廃プラスチック、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、瓦れき、陶磁器等を埋め立て処理する安定型最終処分場が運営されていたところでありますが、管理技術者の退職による管理面と受け入れ処分量の減少などにより、休止するに至った経過がございます。

近年、産業廃棄物処理施設に関しましては、建設リサイクル法など再生利用を義務づける法令施行のほか、管理基準等の法令が年々厳しくなるとともに、公共工事が減少する中、採算性の確保が困難な状況にあり、他県の事例においては産業廃棄物が県内で処理できないことから、県が関与する公共関与型処分場を設置した事例もありますが、本市が設置するには課題が多いと考えております。また、処理施設の建設に当たっては、建設用地の確保や地域同意の形成が不可欠であり、これまで堆肥化施設及び環境センター整備の経験から、地域住民にとってみずから排出したものでない産業廃棄物の処理施設設置は、容易ではないものと考えております。

P F I 事業につきましては、公共サービスの提供に際し、公共施設が必要な場合に従来のように公共が直接施設を整備せずに、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供を委ねる手法であり、そのメリットとしては、一般的には質の高い公共サービスの提供、事業機会創出による地域経済の活性化、新たな雇用の確保などがある一方、デメリットとしては調達金利が割高となり、後年度の負担増につながる可能性があることなどのほか、管理運営会社の経営内容によっては、契約期間中に撤退する事例が見受けられる状況にあります。

そこで、議員から P F I による産業廃棄物処理施設についての御提言であります。産業廃棄物の処理自体が従前より民間事業として進められてきた経過がありますことや、管理運営を委託する事業者が産業廃棄物処分業の許可を持つ業者に限られることなど、P F I の手法は可能としても、本市が公共サービスとして行う事業としては課題が多いものと考えております。

しかしながら、将来的には市の事業において P F I の手法は取り組むべき課題と考えており、今年5月21日には P F I をテーマとした職員研修を実施したところであります。今後長期的な視野に立った調査研究を行い、事業者の意見を踏まえながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げて、答弁といたします。 (降壇)

○議長 (神田壽昭君) 渡辺議員。

○4番 (渡辺英次君) 終わります。

○議長 (神田壽昭君) 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

(午後 3時32分散会)